

第 2 期
肝 付 町

地 域 福 祉 計 画



鹿児島県 肝付町

平成29年3月

ごあいさつ



平成 29 年度は、第 2 次肝付町総合振興計画のスタートの年度であり、将来像として「人そして地域活力の創出による“地域力あふれる町”肝付町」を掲げています。そして、その将来像を実現するために 5 つの基本目標を掲げており、この肝付町地域福祉計画（第 2 期）も、振興計画の基本目標の中の「保健・福祉」分野の具体的な個別計画の 1 つであります。

肝付町地域福祉計画は、5 年毎に見直しが実施され、改正があった法律等や新しい福祉施策等を取り込んだものとなっており、今回が第 2 期の計画であり、振興計画と同じく平成 29 年度が計画のスタート年度となっています。

地域福祉とは、「住みなれた地域社会の中で、家族・近隣の人々・知人・友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族およびまちの一員として、普通の生活（暮らし）を送ることができるような状態を創っていくこと。」であります。一口に地域福祉といいますが、子どもからお年寄り・障がいのある方等、その幅はたいへん広いものであると認識しており、地域福祉について、すべてを充足させることは困難であることも認識しております。しかし、この地域福祉計画を基に住民・地域・団体・事業所・行政が一体となって、目標に向かって様々な取り組みをしていくことが大切なのだと思います。

最後になりますが、町民意識調査（アンケート）にご協力くださった方々、熱心なご審議を賜りました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、そして、この計画策定に携わっていただいたすべての方々に心より感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

平成 29 年 3 月

肝付町長 **永野 和行**

目次

第1章 計画の概要

| | |
|-----------------|---|
| 1 計画の背景 | 1 |
| 2 計画の性格 | 4 |
| 3 計画の位置づけ | 5 |
| 4 計画の期間 | 5 |

第2章 肝付町の地域福祉を取り巻く現状と課題

| | |
|----------------------------|----|
| 1 人口の動向 | |
| (1) 総人口の推移 | 6 |
| (2) 世帯別人口の推移 | 7 |
| (3) 小学校区別人口の推移 | 9 |
| (4) 産業分類別就業者数の推移 | 10 |
| (5) 人口推計 | 11 |
| 2 福祉をめぐる環境 | |
| (1) 要介護（要支援）認定者の動向 | 12 |
| (2) 障害者手帳所持者の状況 | 12 |
| (3) 生活保護の動向 | 13 |
| (4) 保育園、幼稚園、小・中学校の動向 | 13 |
| (5) 地域福祉を支える活動 | 15 |
| (6) 福祉に関する財政の状況 | 18 |
| 3 町民意識調査（抜粋） | |
| (1) 調査の概要 | 19 |
| (2) 調査結果（抜粋） | 20 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|------------------------|----|
| 1 肝付町がめざす地域福祉像 | 31 |
| 2 肝付町地域福祉計画の基本理念 | 31 |
| 3 肝付町地域福祉計画の基本目標 | 32 |
| 4 計画の体系図 | 33 |

第4章 基本計画

基本目標1 支え合い・助け合いの「ひと」づくり

| | |
|---------------------|----|
| 1 地域福祉の担い手の育成 | 34 |
| 2 子どもたちの福祉学習 | 35 |
| 3 ボランティア活動の推進 | 36 |

| | | |
|-----------------------------|---------------------------|----|
| 4 | 団塊世代・高齢者の社会参加 | 37 |
| 5 | 地域福祉に携わる団体との協働 | 38 |
| 基本目標2 人と地域の「きずな」づくり | | |
| 1 | ふれあいの拠点づくり | 39 |
| 2 | 地域でつくる交流の場づくり | 40 |
| 3 | サロン活動等の充実 | 41 |
| 4 | 学校や地域との連携 | 42 |
| 5 | 家庭におけるきずなづくり | 43 |
| 基本目標3 安全・安心の「しくみ」づくり | | |
| 1 | 情報提供・相談体制の充実 | 44 |
| 2 | 福祉サービスの適切な利用の支援 | 46 |
| 3 | 交通安全・防犯・防災の取組み | |
| | （1）災害時要配慮者の支援体制 | 47 |
| | （2）地域ぐるみの防犯・防災活動の促進 | 48 |
| 4 | 子どもや高齢者、障がい者などの見守り | 49 |
| 5 | 権利擁護の推進 | 50 |
| 基本目標4 自立を支える「まち」づくり | | |
| 1 | 健康と医療・生きがいづくり | 51 |
| 2 | 移動手段の確保 | 53 |
| 3 | 社会参加を目指すノーマライゼーション | 54 |
| 4 | 思いやりの心を育む環境づくり | 55 |
| 5 | 生活困窮者等の自立への支援 | 56 |
| 第5章 計画の推進 | | |
| 1 | 協働による計画の推進 | 57 |
| 2 | 関係機関における計画推進体制の充実 | 57 |
| 資料編 | | |
| 1 | 策定委員会設置要綱 | 58 |
| 2 | 策定委員会委員名簿 | 60 |
| 3 | 地域福祉計画庁内検討委員会 | 61 |
| 4 | 計画策定の経過 | 62 |
| 5 | 用語集 | 63 |

第 1 章 計画の概要

1 計画の背景

近年、わが国の平均寿命は伸長し、世界最高水準の長寿国となる一方で、少子高齢化、核家族化、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者の増加など家族形態の変容により、家庭における育児力や介護力が衰えるとともに、地縁・血縁で結ばれてきた地域社会も、都市部に若年者が流出する傾向や都市的なライフスタイルの広がりにより共同意識も薄らいできています。

このような地域社会の様変わりや長引く景気低迷等による精神的不安やストレスの増加が、自殺や孤独死、ドメスティック・バイオレンス（DV）、引きこもり、児童虐待など生活上の新たな課題を引き起こしていると考えられます。

さらに、生活面において何らかの支援が必要な人については、災害時の避難や避難生活などのリスクが高まっています。

こうした中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。

国の政策でも、地域の課題や問題を地域全体で共有し、解決に地域が主体性をもって取り組むことが重要とされており、地域づくりや支え合い活動を実践するための仕組みづくりとして、すべての市町村に対し「地域福祉計画」策定が求められています。地域福祉計画の策定は、地域住民の意見を十分に反映させながら各地方自治体が主体的に取り組むものであり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものと考えられています。

また、国では、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）による生活困窮者自立支援制度の創設をはじめ、介護保険法改正（平成 27 年 4 月施行）による生活支援コーディネーターの配置を通じたサービス提供体制の構築など、地域福祉を念頭においた法制度の改正が進んでいます。

このような中、本町では、地域福祉を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの地域福祉に関する取り組みを継続・発展させることで、地域社会の変化に適切に対応していくため、肝付町地域福祉計画（第 2 期）を作成し、より一層の地域福祉推進に取り組んでいきます。

社会福祉法

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
3. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

地域福祉計画をめぐる動向

| 年 月 | 法律、指針等 | 適 用 |
|-----------------|--|---|
| 平成 12 年 6 月 | 社会福祉事業法等改正 | <p>社会福祉法に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画が盛り込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の策定は、各地方自治体が主体的に取り組む。 ● 地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものとする。 |
| 平成 14 年 1 月 | 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定の在り方について」 (社会保障審議会福祉部会報告) | <p>これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの地域住民への訴え |
| 平成 14 年 4 月 | 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について (厚生労働省) | <p>計画策定にあたっては、上記「社会保障審議会福祉部会」の答申を参考にすること。</p> |
| 平成 15 年 4 月 | 社会福祉法の地域福祉計画に関する規定が施行 | <p>各地の自治体において地域福祉計画の策定が取り組まれつつある中、人口規模を考慮しながら、モデル地域福祉計画自治体を全国各地から 15 箇所選定。</p> |
| 平成 19 年 8 月 | 各都道府県知事宛、「市町村地域福祉計画の策定について」を通知 (厚生労働省) | <p>日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員・児童委員等の関係機関等との間で共有を図る。 「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」</p> |
| 平成 20 年 3 月 | これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書 | <p>これからの新しい地域福祉の意義や役割、そうした地域福祉を推進するために求められる条件は何か、について考え方を整理し、住民と行政の協働による新しい福祉のあり方を提示。</p> |
| 平成 22 年 8 月 | 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について (厚生労働省) | <p>市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の未策定地域の早期策定及び策定済地域の必要に応じた見直し。</p> |
| 平成 22 年 12 月 | 地域福祉計画優良事例掲載 (厚生労働省) | <p>人口規模の小さい自治体を中心に、計画内容が「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」の内容や、「要援護者の支援方策について」を計画内容に盛り込んでいると回答し、策定済地域福祉計画の内容を一定程度実施していると自己評価している自治体を選定。</p> |
| 平成 26 年 3 月 | 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について (厚生労働省) | <p>計画策定にあたっては、生活困窮者自立支援方策を盛り込むこととする。 「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」</p> |
| 平成 27 年 4 月 | 生活困窮者自立支援制度施行 | <p>専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。</p> |

2 計画の性格

地域福祉の基本的な目的は、「住み慣れた地域社会の中で、家族・近隣の人々・知人・友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族およびまちの一員として、普通の生活（くらし）を送ることができるような状態を創っていくこと」です。

このような「地域福祉」の理念の実現の為には、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携のもと、総合的な住民の暮らし環境の向上を目指す視点が必要です。

地域福祉計画の特徴としては、「総合化」と「住民参加」の2点が挙げられます。まず、1点目の総合化についてです。

市町村では障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉の分野での計画策定が義務化されており、これまでは、各対象分野別に計画を策定してきました。しかしながら、地域福祉の理念達成には、各種計画を包含しつつ、従来の制度ごとの縦割りの仕組みを地域生活の観点から横に再編成し、総合化していくことが必要になります。したがって、地域福祉は、第4の福祉分野ではなく、既存の計画を包含し、統合した社会福祉の総合計画として各福祉分野の総合化を推進していく役割が求められることになります。また、地域福祉計画では、住民の福祉課題、生活課題に対応し、「地域で人々が安心して、幸福に暮らすことのできる環境づくり」をめざすものであるため、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携に基づく総合化が求められることになります。

2点目の住民参加についてです。地域福祉計画は、町が一方向的にサービスを供給する仕組みを定めるのではなく、身近な地域で住民自らがまず家庭を基本とした「自助」の精神で、次に近隣の人や身近な地域に存在する人材、施設などの社会資源を活用しながら「共助」の精神でともに助け合う、さらに自助や共助だけでは対応しきれない地域の課題に対して、「公助」として行政が地域を支える、こうした関係を築いていくための計画です。したがって、地域福祉における住民参加は、地域の生活者である住民が、その生活を送るうえで直結するさまざまな問題を自らの力で協働のもとに解決していくために必要不可欠となってきます。

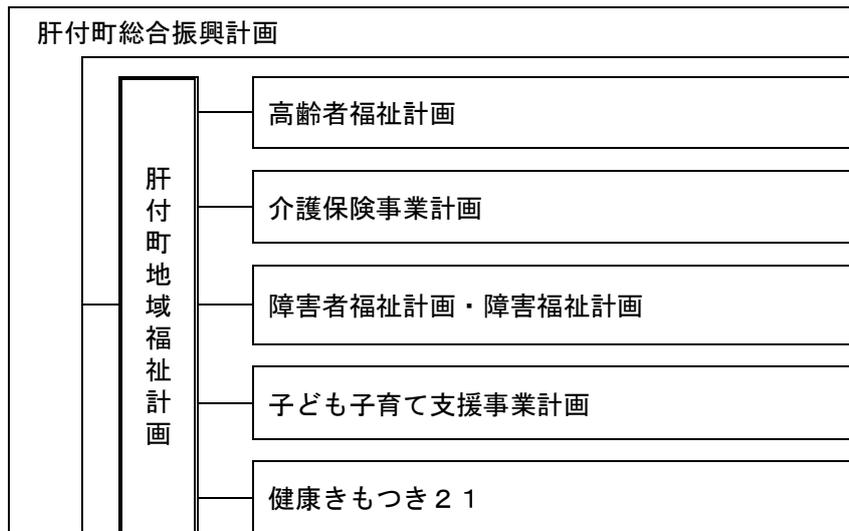
このような特徴を持つ「地域福祉計画」は、住民の視点にたった地域の暮らしづくりのための総合的な福祉環境向上をめざす計画です。

3 計画の位置づけ

「肝付町地域福祉計画」は、福祉という観点からみた新たなまちづくりの方向性を指し示す総合的な計画です。「肝付町地域福祉計画」のまちづくりの基本理念に基づき、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者福祉計画・障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画、健康きもつき21等の各種福祉分野の総合的な指針を指し示すものです。

したがって、これら計画で記載されている理念と、整合を図りつつ、目標値の達成等については、それぞれの計画において推進していくことになります。

計画の位置づけ



4 計画の期間

本町においては、今回の計画策定が第2期計画となりますので、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画とします。そして、計画の進捗状況の評価を行ったうえで、以降においても、5年間をひとつの単位として、計画の見直し・改訂を行っていきます。

計画の期間

| 平成 23年度 (2011年) | 平成 24年度 (2012年) | 平成 25年度 (2013年) | 平成 26年度 (2014年) | 平成 27年度 (2015年) | 平成 28年度 (2016年) | 平成 29年度 (2017年) | 平成 30年度 (2018年) | 平成 31年度 (2019年) | 平成 32年度 (2020年) | 平成 33年度 (2021年) | |
|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|
| 第1次肝付町総合振興計画 (平成19年～平成28年) | | | | | | 第2次肝付町総合振興計画 (平成29年～平成38年) | | | | | |
| | 肝付町地域福祉計画(第1期) (平成24年～平成28年) | | | | | | 肝付町地域福祉計画(第2期) (平成29年～平成33年) | | | | |
| | 策定 | | | | | | | | | 策定 | |

第2章 肝付町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口の動向

(1) 総人口の推移

本町における総人口は平成27年では16,372人で、平成24年以降減少傾向が続いており、平成24年と平成27年を比較すると、総人口は864人減少しています。

一方で、高齢化率は上昇しており、平成24年からの4年間で2.2ポイント増加し、平成27年10月1日現在の高齢化率は38.5%となっています。

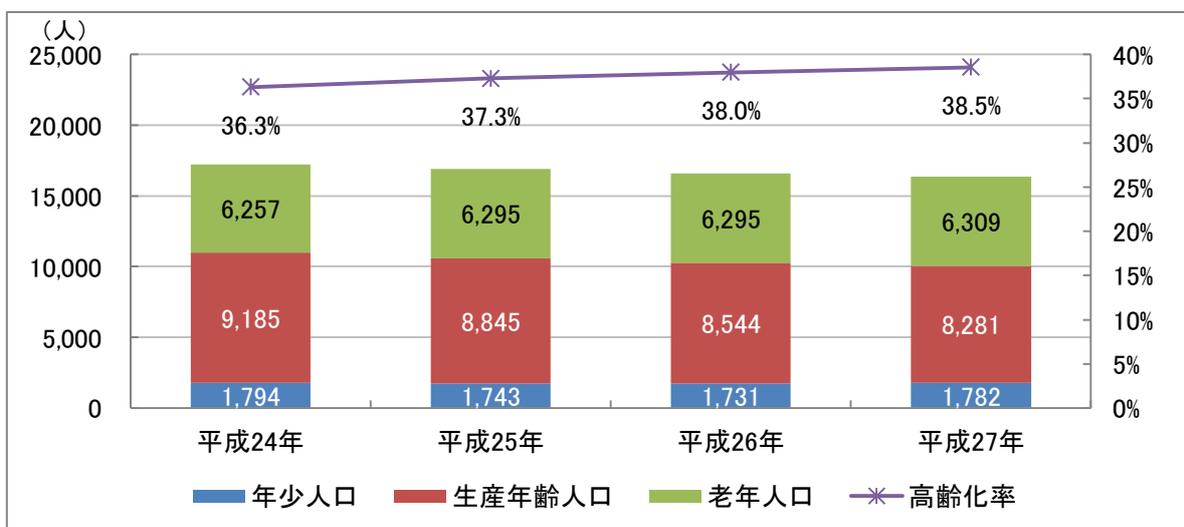
年齢3区分別では、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。年少人口（0歳～14歳）は、平成24年から平成26年まで減少傾向にありましたが、平成27年は微増しています。

前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）別にみると、前期高齢者が増加傾向にあるのに対し、後期高齢者は減少傾向にあります。

年齢3区分の人口推移

(単位：人)

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 17,236 | 16,883 | 16,570 | 16,372 |
| 年少人口 | 1,794 | 1,743 | 1,731 | 1,782 |
| 生産年齢人口 | 9,185 | 8,845 | 8,544 | 8,281 |
| 老年人口 | 6,257 | 6,295 | 6,295 | 6,309 |
| 前期高齢者 | 2,273 | 2,310 | 2,371 | 2,462 |
| 後期高齢者 | 3,984 | 3,985 | 3,924 | 3,847 |
| 高齢化率 | 36.3% | 37.3% | 38.0% | 38.5% |
| 前期高齢者 | 13.2% | 13.7% | 14.3% | 15.0% |
| 後期高齢者 | 23.0% | 23.6% | 23.7% | 23.5% |

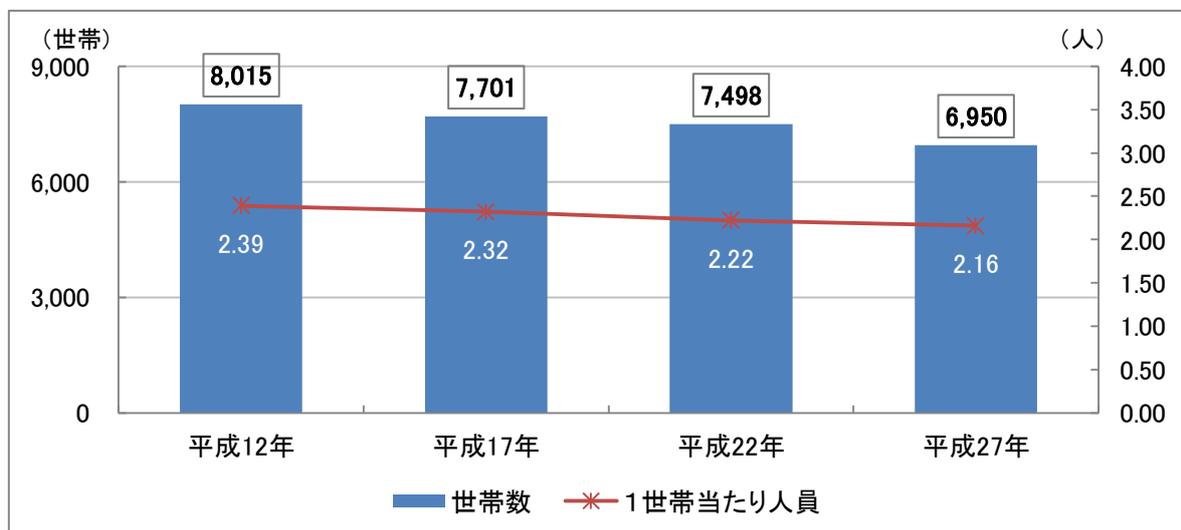


[資料] 住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯別人口の推移

世帯数及び1世帯当たりの人員は減少傾向が続いています。平成27年国勢調査によると、一般家庭の世帯数は6,950世帯、1世帯あたりの人員は2.16人となっています。

世帯数と1世帯あたり人員の推移



[資料] 国勢調査 (各年10月1日現在)

一般世帯の世帯構成について平成12年と平成27年を比較すると、単独世帯は増加傾向、核家族世帯は減少傾向となっています。

■世帯構成

| | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 |
| 一般世帯総数 | 8,015 | - | 7,701 | - | 7,498 | - | 6,950 | - |
| 単独世帯 | 2,154 | 26.9% | 2,261 | 29.4% | 2,399 | 32.0% | 2,361 | 34.0% |
| 核家族世帯 | 5,244 | 65.4% | 4,877 | 63.3% | 4,595 | 61.3% | 4,147 | 59.7% |
| その他世帯 | 617 | 7.7% | 563 | 7.3% | 503 | 6.7% | 441 | 6.3% |
| 不詳 | - | - | - | - | 1 | - | 1 | - |

[資料] 国勢調査 (各年10月1日現在)

核家族世帯について平成 12 年と平成 27 年を比較すると、ひとり親世帯（男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯）は、平成 22 年まで増加傾向にありましたが、平成 22 年以降は横ばいとなっています。

■核家族世帯

| | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|--------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 |
| 核家族世帯 | 5,244 | - | 4,877 | - | 4,595 | - | 4,147 | - |
| 男親と子どもからなる世帯 | 116 | 2.2% | 133 | 2.7% | 135 | 2.9% | 126 | 3.0% |
| 女親と子どもからなる世帯 | 488 | 9.3% | 482 | 9.9% | 554 | 12.1% | 502 | 12.1% |
| その他 | 4,640 | 88.5% | 4,262 | 87.4% | 3,906 | 85.0% | 3,519 | 84.9% |

[資料] 国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

高齢者世帯について平成 12 年と平成 27 年を比較すると、高齢夫婦世帯が減少し、高齢者単身世帯が増加傾向にあります。

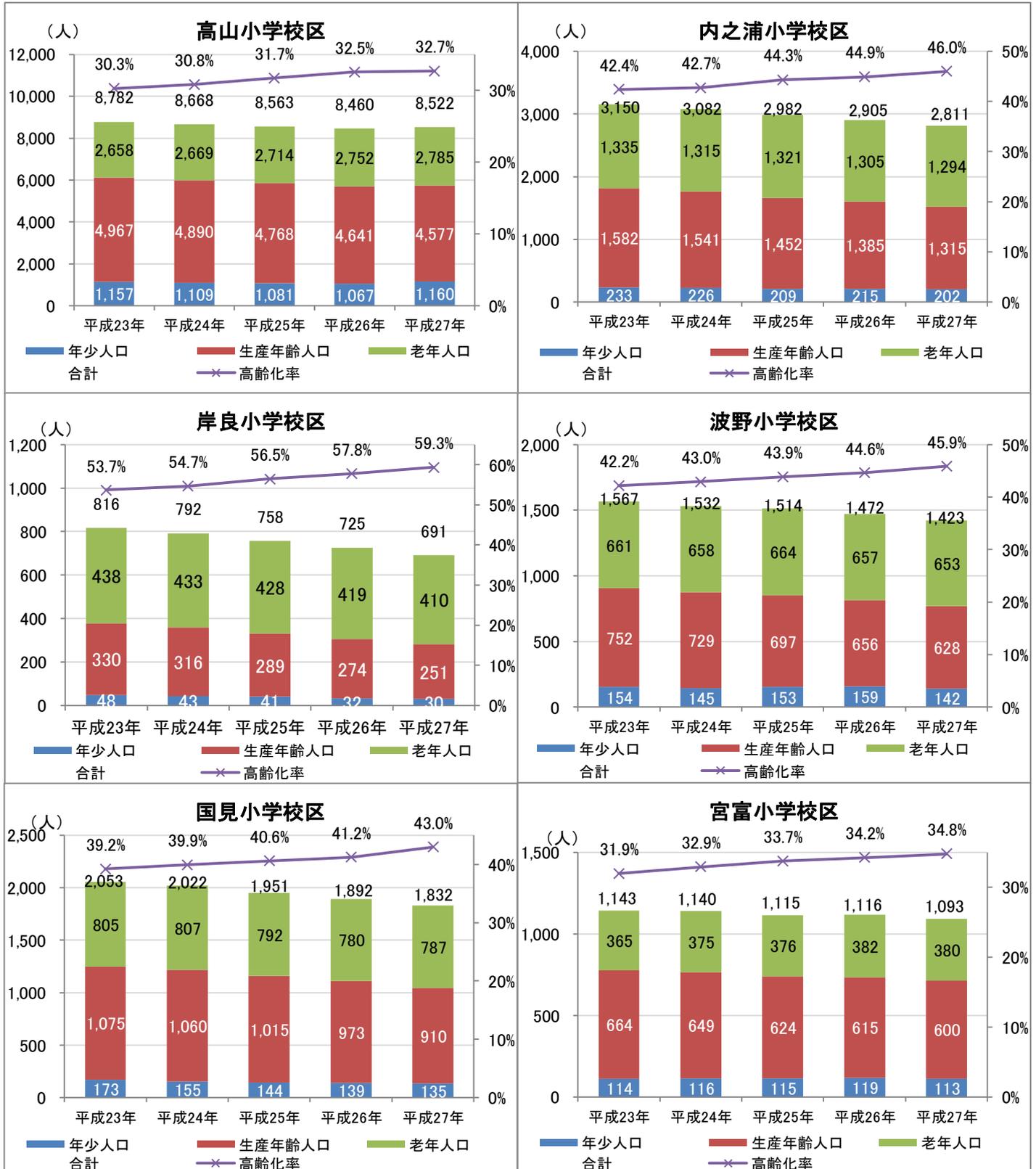
■高齢者世帯

| | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 |
| 一般世帯 | 4,132 | - | 4,191 | - | 4,155 | - | 4,045 | - |
| 高齢夫婦世帯 | 1,526 | 36.9% | 1,500 | 35.8% | 1,415 | 34.1% | 1,333 | 33.0% |
| 高齢単身世帯 | 1,381 | 33.4% | 1,500 | 35.8% | 1,584 | 38.1% | 1,582 | 39.1% |
| その他 | 1,225 | 29.7% | 1,191 | 28.4% | 1,156 | 27.8% | 1,130 | 27.9% |

[資料] 国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 小学校区別人口の推移

小学校区別人口の推移をみると、平成27年では、高山小学校区が8,522人と最も多く、次いで内之浦小学校区となっています。また、全ての校区で生産年齢人口が減少傾向にあり、高齢化率は、岸良小学校区が59.3%と最も高く平成23年より5.6ポイント増加しています。



[資料] 住民基本台帳 (各年10月1日現在)

(4) 産業分類別就業者数の推移

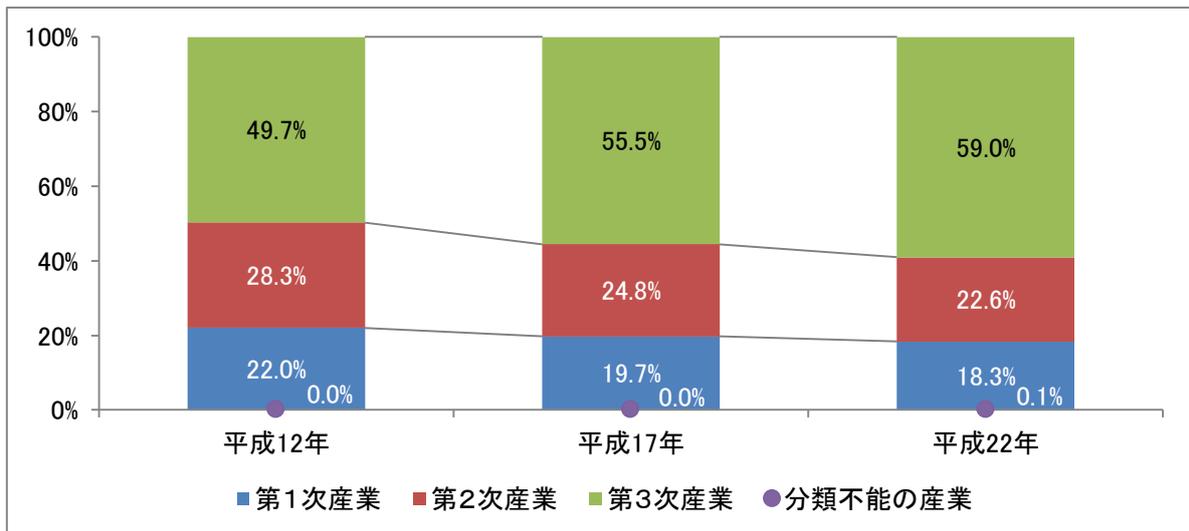
産業分類別就業者数の推移をみると、第1次産業、第2次産業はともに減少傾向にあり、第3次産業が増加傾向となっています。

また、就業者数は減少が続いており、平成22年では7,198人となっており、平成12年の8,713人から1,515人減少しています。

産業分類別就業者数の推移

(単位：人)

| | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 総人口 | 19,523 | — | 18,307 | — | 17,787 | — |
| 就業者数 | 8,713 | 44.6% | 7,927 | 43.3% | 7,198 | 40.5% |
| 第1次産業 | 1,918 | 22.0% | 1,561 | 19.7% | 1,318 | 18.3% |
| 農業 | 1,528 | 17.5% | 1,288 | 16.2% | 1,062 | 14.8% |
| その他 | 390 | 4.5% | 273 | 3.4% | 256 | 3.6% |
| 第2次産業 | 2,462 | 28.3% | 1,963 | 24.8% | 1,627 | 22.6% |
| 建設業 | 1,165 | 13.4% | 901 | 11.4% | 777 | 10.8% |
| その他 | 1,297 | 14.9% | 1,062 | 13.4% | 850 | 11.8% |
| 第3次産業 | 4,333 | 49.7% | 4,400 | 55.5% | 4,244 | 59.0% |
| サービス業 | 1,936 | 22.2% | 2,363 | 29.8% | 1,193 | 16.6% |
| その他 | 2,397 | 27.5% | 2,037 | 25.7% | 3,051 | 42.4% |
| 分類不能の産業 | 0 | 0.0% | 3 | 0.0% | 9 | 0.1% |



[資料] 国勢調査 (各年10月1日現在)

※労働力状態「不詳」を含む

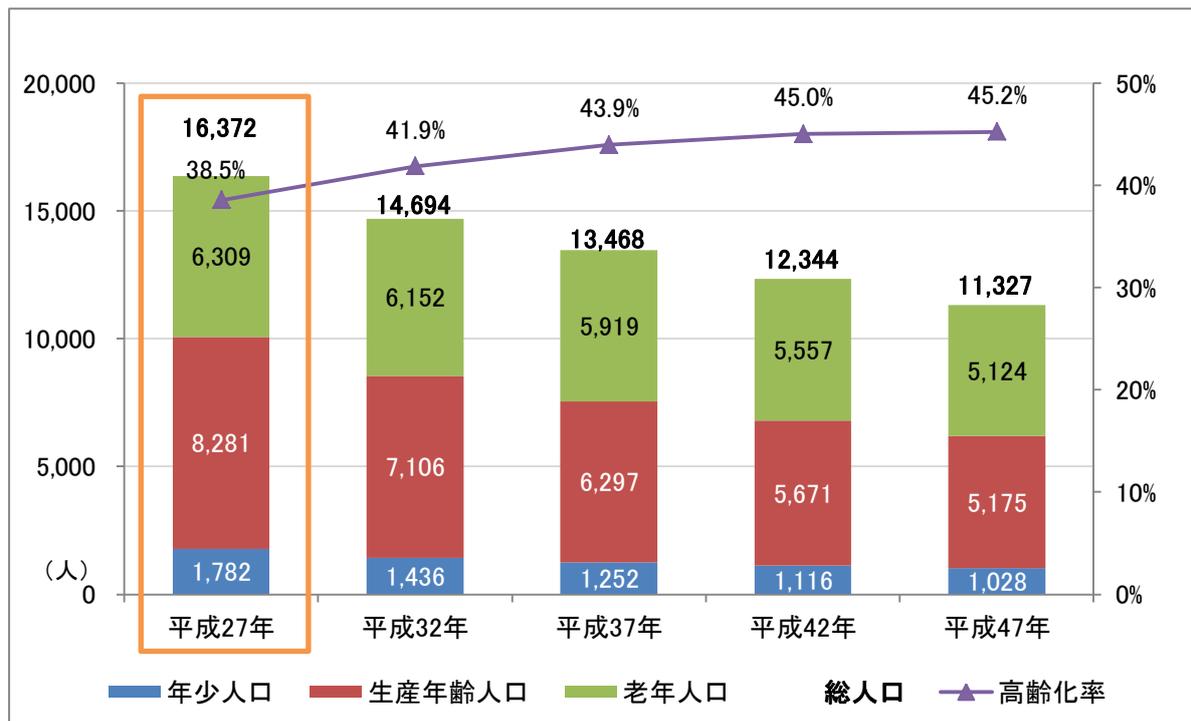
※平成12年は旧高山町・旧内之浦町の合算値

(5) 人口推計

平成 32 年から平成 47 年の人口推計の推移をみると、総人口は減少し平成 47 年には、総人口は 11,327 人、高齢化率は 45.2%になると予想されています。

各年齢区分において人口の減少が見込まれ、特に生産年齢は大幅に減少し、高齢化率は上昇していくものと予想されます。

年齢 3 区分による人口推計と高齢化率の推移



[資料] RESAS (地域経済分析システム)

※平成 27 年は住民基本台帳からの実数

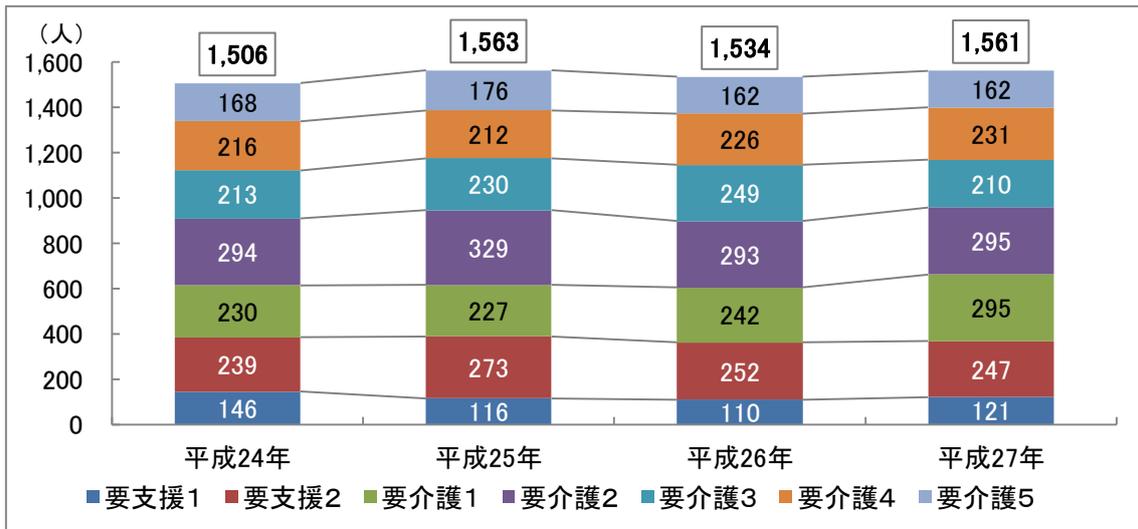
2 福祉をめぐる環境

(1) 要介護（要支援）認定者の動向

平成 27 年の要介護（要支援）認定者数の推移をみると 1,561 人となっており、平成 24 年の 1,506 人から 55 人増加しています。

平成 27 年と平成 24 年を比較すると、要支援者 1・2 及び要介護 1 といった軽度認定者は 48 人、要介護 2 から要介護 5 といった中重度認定者は 7 人増加しています。

要介護（要支援）認定者数の推移

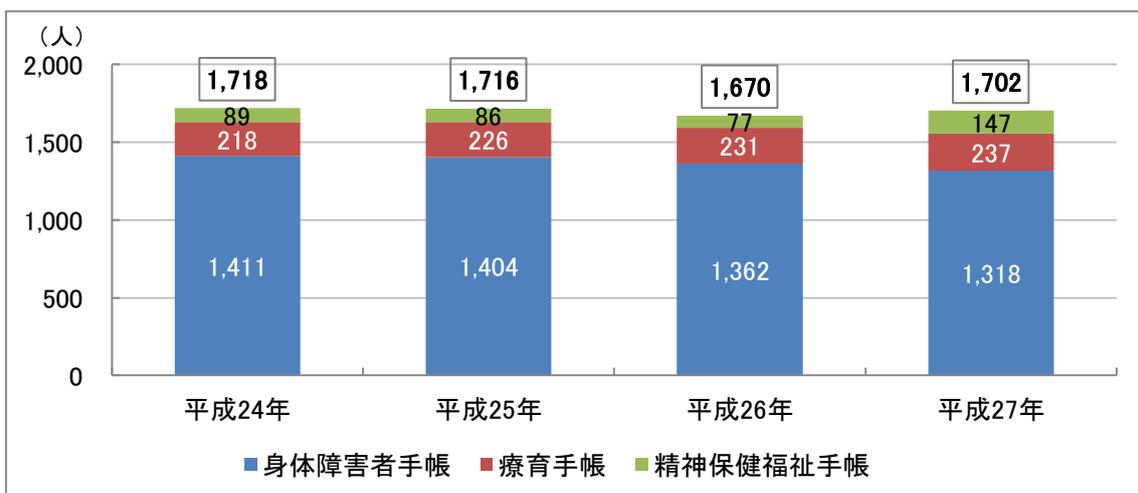


[資料] 福祉課（各年 10 月時点の実績値）

(2) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、平成 24 年から平成 26 年までは減少傾向にありますが、平成 27 年に微増しています。平成 27 年の各手帳所持者をみると、身体障害者手帳所持者は 1,318 人で減少傾向、療育手帳所持者は 237 人で増加傾向、精神保健福祉手帳所持者は 147 人で増加傾向にあります。

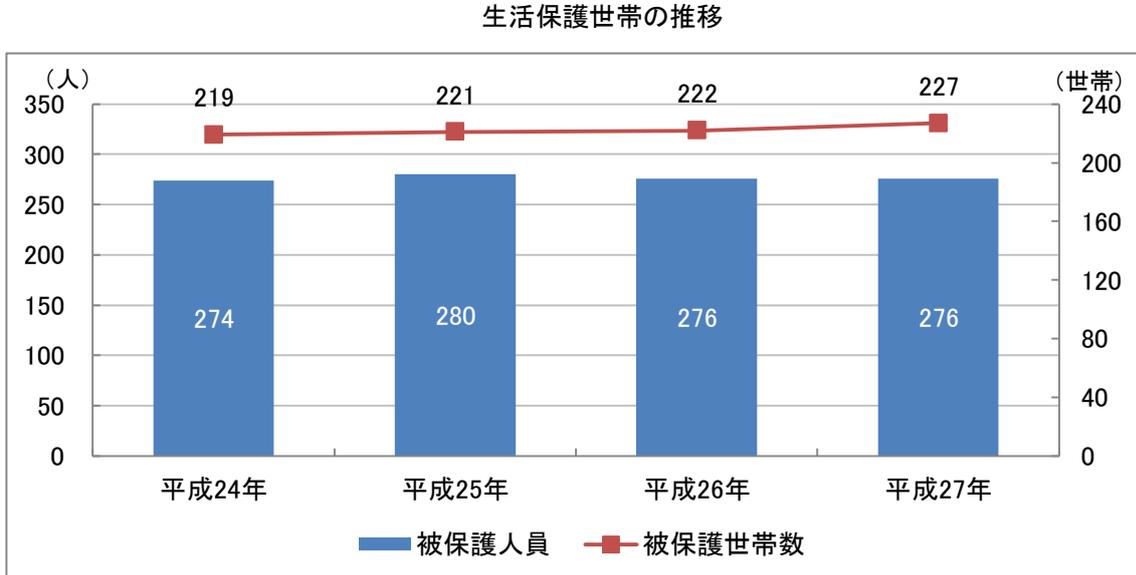
障害者手帳所持者数の推移



[資料] 福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(3) 生活保護の動向

平成 27 年の生活保護世帯は、227 世帯、被保護人数は 276 人となっています。平成 24 年から生活保護世帯数は微増し、被保護人数は横ばい状態にあり、世帯あたりの人数は減少しています。



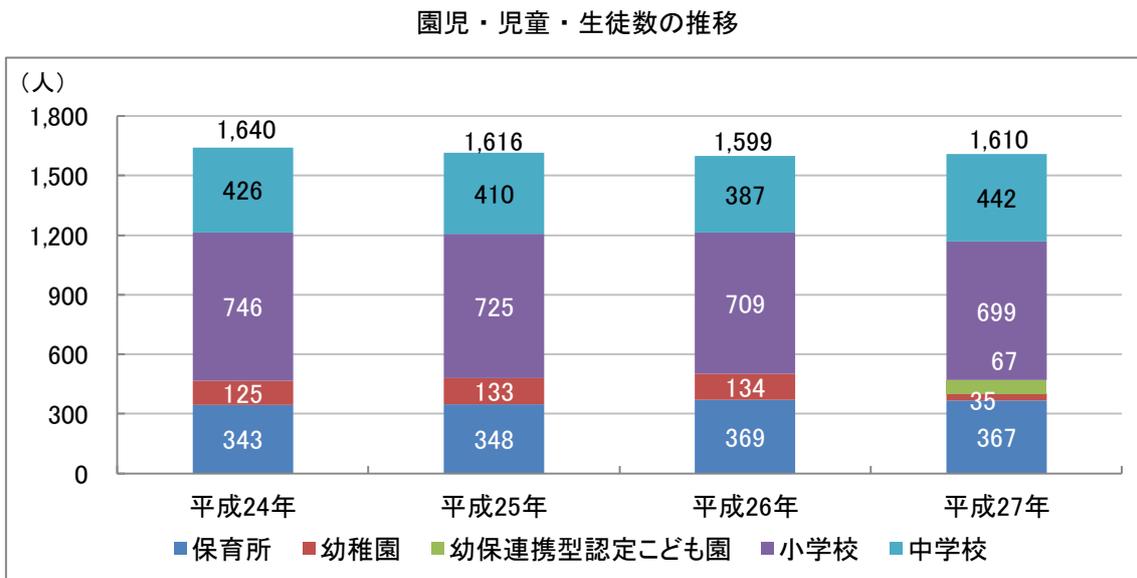
[資料] 鹿児島県大隅地域振興局 (各年平均)

(4) 保育園、幼稚園、小・中学校の動向

①園児・児童・生徒数

平成 27 年の園児・児童・生徒数の推移をみると 1,610 人となっており、平成 24 年の 1,640 人から 30 人減少しています。

保育園、幼稚園、幼保連携型認定こども園の園児数は増加傾向にありますが、小学校、中学校の生徒数は減少傾向にあります。



[資料] 学校基本調査 (各年 5 月 1 日現在)

②放課後児童対策の状況

本町では、保護者の就労等により放課後の家庭保育が困難な児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を支援する、放課後児童健全育成事業を展開しています。

高山地区4カ所、内之浦地区1カ所で実施し、各クラブにおける開設日数は、内之浦放課後児童クラブで250日、高山学童クラブで290日、恵心学童で290日、国見学童で290日、あけぼの学童で290日となっています。

放課後児童クラブの実施状況

(単位：人)

| | 内之浦放課後児童クラブ | | | | 高山学童クラブ | | | |
|-------|-------------|-----------|-------|----|---------|-----------|-------|----|
| | 開設日数 | 1～3年生 | 4～6年生 | 計 | 開設日数 | 1～3年生 | 4～6年生 | 計 |
| 平成24年 | 250 | 11 | 3 | 14 | 290 | 36 | 10 | 46 |
| 平成25年 | 250 | 16 | 3 | 19 | 290 | 37 | 13 | 50 |
| 平成26年 | 250 | 15 | 5 | 20 | 290 | 35 | 16 | 51 |
| 平成27年 | 250 | 30(1～6合算) | | 30 | 290 | 52(1～6合算) | | 52 |

| | 恵心学童クラブ | | | | 国見学童クラブ | | | |
|-------|---------|-----------|-------|----|---------|-----------|-------|----|
| | 開設日数 | 1～3年生 | 4～6年生 | 計 | 開設日数 | 1～3年生 | 4～6年生 | 計 |
| 平成24年 | 290 | - | - | - | 290 | - | - | - |
| 平成25年 | 290 | 24 | 3 | 27 | 290 | 18 | 2 | 20 |
| 平成26年 | 290 | 20 | 8 | 28 | 290 | 27 | 1 | 28 |
| 平成27年 | 290 | 25(1～6合算) | | 25 | 290 | 27(1～6合算) | | 27 |

| | あけぼの学童クラブ | | | |
|-------|-----------|-----------|-------|----|
| | 開設日数 | 1～3年生 | 4～6年生 | 計 |
| 平成24年 | 290 | - | - | - |
| 平成25年 | 290 | 37 | 6 | 43 |
| 平成26年 | 290 | 42 | 5 | 47 |
| 平成27年 | 290 | 32(1～6合算) | | 32 |

[資料] 福祉課 (各年5月1日現在)

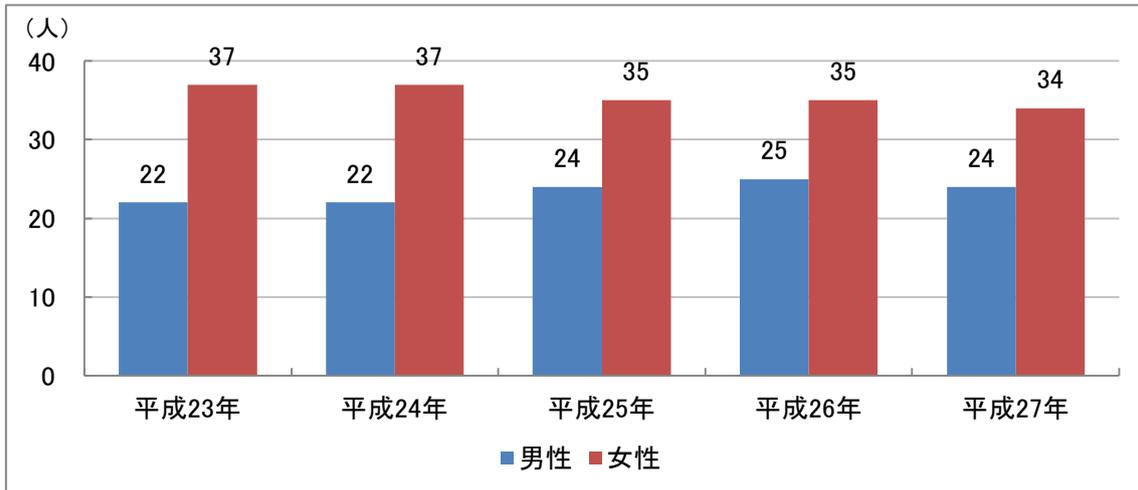
※恵心学童・国見学童・あけぼの学童の平成24年度については、自主事業のため不明。

(5) 地域福祉を支える活動

① 民生委員・児童委員の状況

平成27年12月1日現在の民生委員・児童委員の人数は、男性24人、女性34人の合計58人となっています。

民生委員・児童委員数の推移

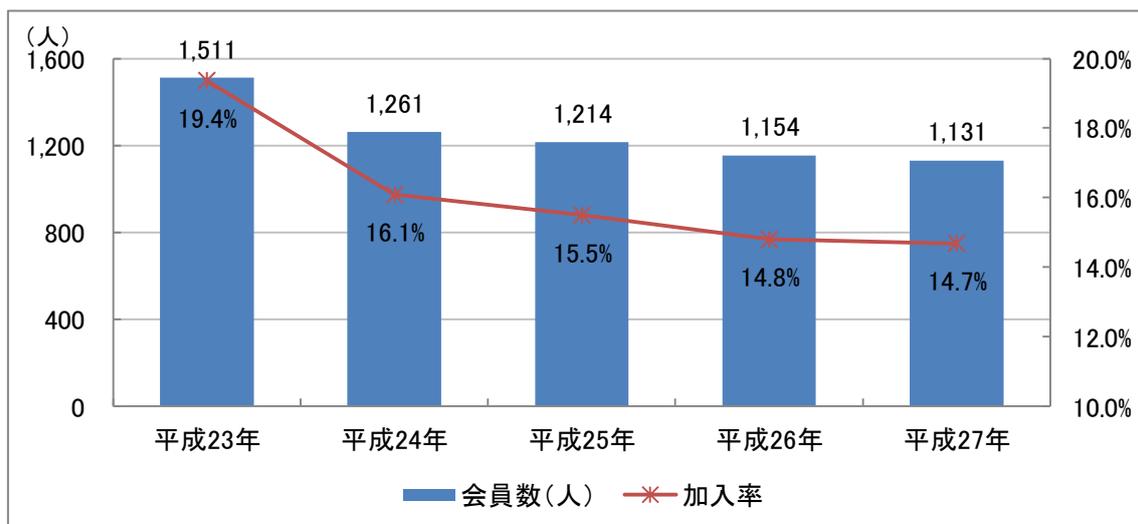


[資料] 福祉課 (各年12月1日現在)

② 老人クラブの状況

本町における老人クラブの会員数は平成23年以降では、減少傾向にあります。60歳以上の人口に対する老人クラブ会員数の比率である加入率をみると、平成23年には19.4%であったものが、平成27年には14.7%に減少しています。

老人クラブの会員数の推移

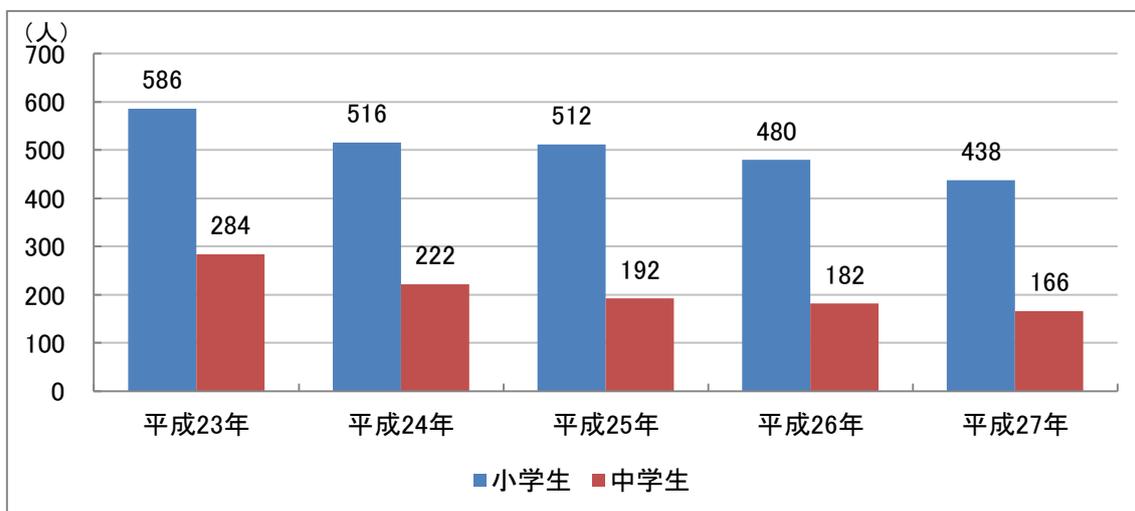


[資料] 福祉課 (各年5月1日現在)

③子ども会の状況

本町における子ども会への加入者数は、小学生、中学生ともに減少傾向にあります。

子ども会への加入者数の推移



[資料] 生涯学習課 (各年5月1日現在)

④ボランティアの状況

本町における平成27年度のボランティア団体数は11団体、構成人数は271人です。個人ボランティア登録者数は64人、ボランティア登録者数は合計で335人と、平成24年度と比較するとボランティア団体数は横ばい、個人ボランティア登録者数は増加傾向となっています。

ボランティア団体及び登録者数の推移

(単位：人)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| ボランティア団体数 | 11 | 12 | 14 | 11 |
| 構成人数 | 191 | 275 | 188 | 271 |
| 個人ボランティア登録者数 | 12 | 34 | 35 | 64 |
| ボランティア登録者数計 | 203 | 309 | 223 | 335 |

[資料] 社会福祉協議会 (各年3月31日現在)

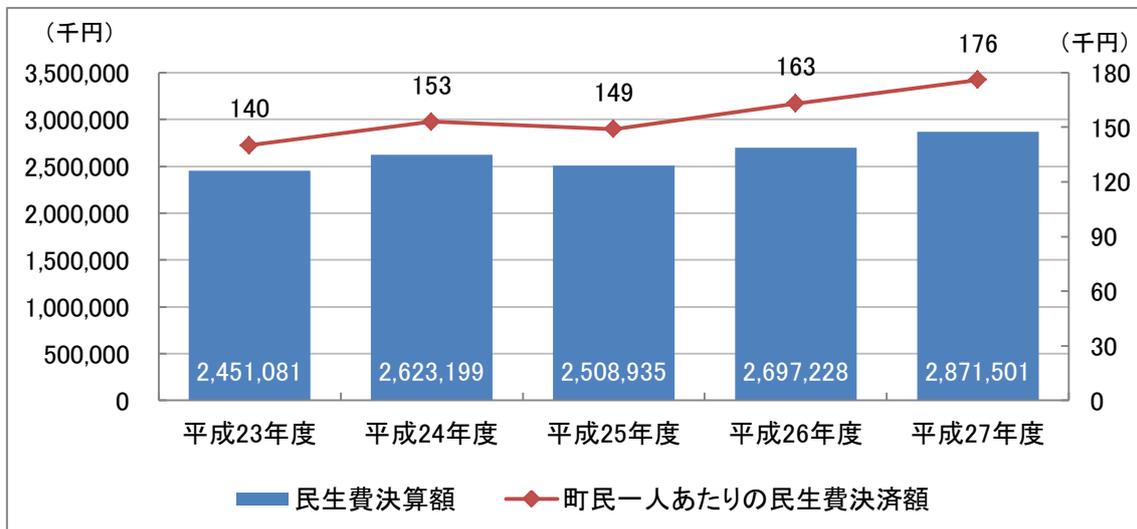
⑤NPO団体の状況

| | | | |
|-----|--|-----|-----------------|
| 団体名 | きもつきコミュニティ放送 | 所在地 | 肝付町新富 625 番地 3 |
| 概要 | この法人は、肝付町民および周辺市町民ならびに来訪者などを対象に、住民、学校、商店、会社、行政、NPO等と共同、連携して、主としてコミュニティFM放送事業を行なうことにより、地域に密着したコミュニケーション空間を提供し、豊かで平和な地域社会の基盤形成と活性化に寄与することを目的とする。 | | |
| 団体名 | きもつきの風 | 所在地 | 肝付町新富 6751 番地 2 |
| 概要 | この法人は、不特定多数の住民、団体に対して、地域に根ざした幅広い分野での街作り推進活動及びそれに関連する交流・協力・情報発信などの事業を行い、もって活力のある街作り、福祉の向上等の公益増進に寄与することを目的とする。 | | |
| 団体名 | 鹿児島スキンヘルパー協会 | 所在地 | 肝付町前田 773 番地 5 |
| 概要 | この法人は、鹿児島県民に対して総合的なスキンケアと美容、癒しを地域に訪問型で行うサービスを提供できる人材を養成し、高齢者や療養患者などの社会復帰や生活の質の向上、心身の療養に寄与することを目的とする。 | | |
| 団体名 | 全国生産者会「結」 | 所在地 | 肝付町後田 3584 番地 1 |
| 概要 | この法人は、「健康・環境・観光」をテーマに環境・自然との共生の理念のもと、地域住民及び農業生産者と全国の消費者に対し、都市と農村との交流を通じて、「食・環境」への関心を高めるための普及・啓発や安心安全な農畜産物を供給するための育成・支援及び生産地づくりのための活動を行うことにより、農畜産業の生産基盤向上を目指し、もって地域社会の発展と環境保全に寄与することを目的とする。 | | |
| 団体名 | 南の太陽 | 所在地 | 肝付町富山 1791 番地 1 |
| 概要 | この法人は、高齢者、障がい者、子ども及びその家族(以下、「高齢者等」という。)に対し、「共生」というテーマに基づき、人権が尊重され自律できる社会を目指して、高齢者等の生活に関する事業や高齢者等が安心して暮らせる地域づくりに関する事業を行い、福祉の向上と人間尊重の社会の実現に寄与することを目的とする。 | | |
| 団体名 | きもつき情報化推進センター | 所在地 | 肝付町前田 3507 番地 2 |
| 概要 | この法人は、鹿児島県肝付町及びその周辺地域において、情報通信技術を活用した地域情報の発信並びにインターネットの普及、利活用促進に向けた事業を行い、地域情報の進展を通じた豊かで活力ある社会づくりに貢献して行くことを目的とする。 | | |
| 団体名 | 陸の宝島・岸良 | 所在地 | 肝付町岸良 238 番地 |
| 概要 | この法人は、九州の“すんくじら”にある故郷を“岸良ここにあり”と県内外に発信し、地元の特性、強みを活かした付加価値づくりを行い、“岸良ブランド”を確立して、地元へ賑わいを取り戻すため、休耕田等を活用した農産物の生産・販売と加工品の開発・普及事業や高齢者の生きがいづくりと生活支援サービスに関する事業、県内外から観光・食・住による交流人口増加支援事業を行うとともに、直売所やギャラリー経営等コミュニティビジネス推進事業を行うことにより、地元経済の活性化、地域振興に寄与することを目的とする。 | | |

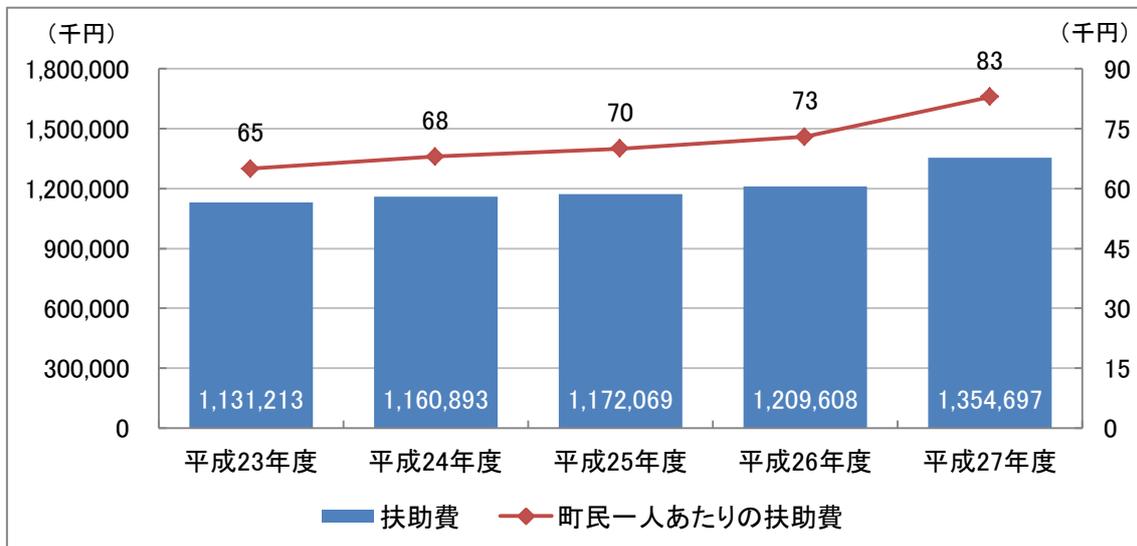
(6) 福祉に関する財政の状況

民生費、扶助費などの福祉にかかる経費については、平成 23 年度以降では、年々増加傾向が続いています。

民生費の推移



扶助費の推移



[資料] 各年度一般会計決算

3 町民意識調査（抜粋）

（1）調査の概要

①調査の目的

計画策定にあたり、福祉や地域生活、日々の生活課題について、住民の意見、考えを把握し、今後取り組むべき課題や問題点を明らかにして、現在の社会情勢や新制度等を踏まえた計画の見直しを行い、今後の肝付町の福祉環境の向上に向けた政策づくりのための基礎資料とすることを目的として、町民意識調査を実施しました。

②調査時期

平成28年7月12日（火）～8月2日（火）

③調査対象

肝付町に居住する満20歳以上の方1,500人を住民基本台帳から無作為抽出。

④調査方法

町内各振興会長による配布・回収。

⑤回収状況

| 配布数 | 回収数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|--------|--------|-------|
| 1,500件 | 1,204件 | 1,204件 | 80.3% |

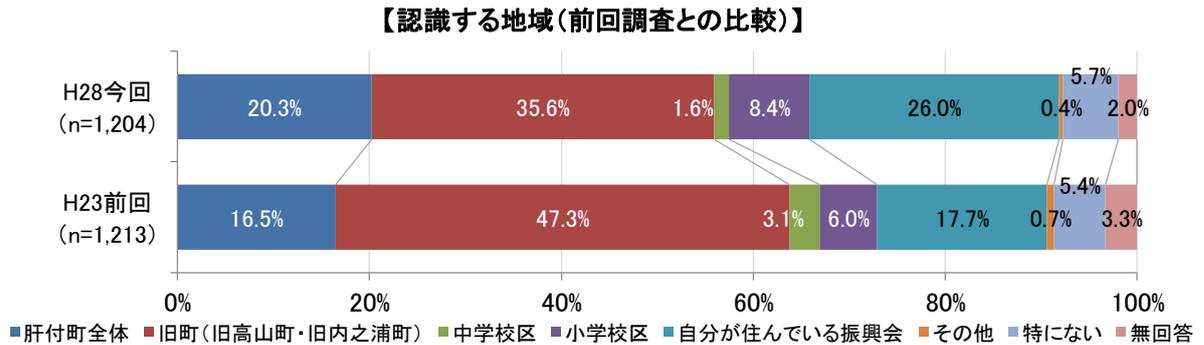
⑥集計結果の表示について

- ・グラフ中の「N=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 調査結果 (抜粋)

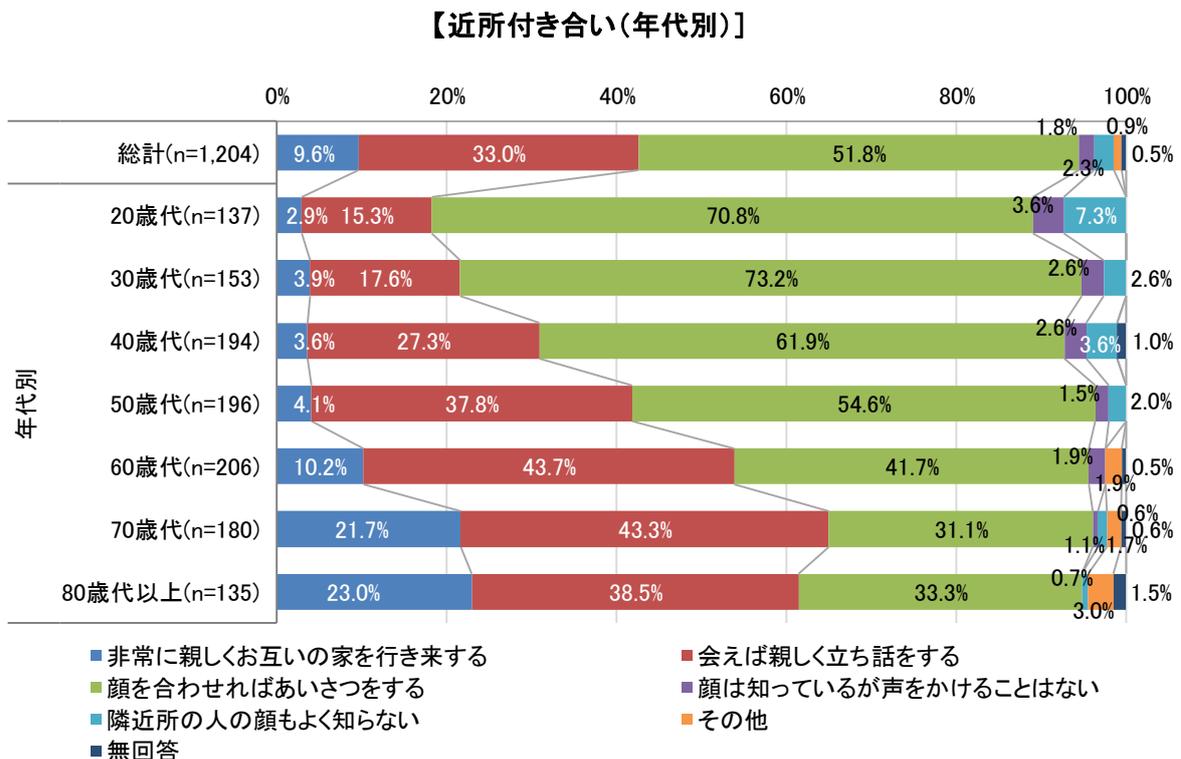
①回答者が認識する「地域」とは

「お住いの地域」と言われて感じる範囲については、「旧町（旧高山町・旧内之浦町）」が35.6%で最も多く、次いで「自分が住んでいる振興会」が26.0%、「肝付町全体」が20.3%となっています。前回調査と比較すると、「旧町（旧高山町・旧内之浦町）」が11.7ポイント減少、「自分が住んでいる振興会」が8.3ポイント増加しています。



②希望する近所付き合いの程度

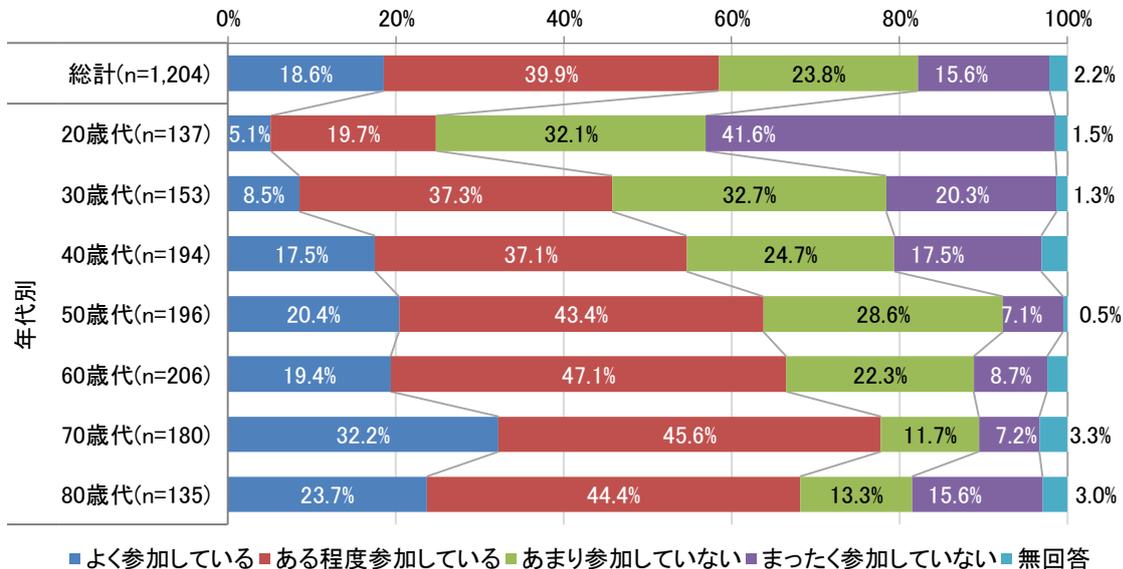
近所付き合いについて年代別でみると、「非常に親しくお互いの家を行き来する」が70歳代以上で約2割と、年代が高いほど近所と親しくする割合は高くなっています。また、「隣近所の人の顔もよく知らない」は20歳代が最も高く約1割となっています。なお、グラフにはありませんが、今後の近所付き合いについては、20歳代で「興味がない」が24.1%となっています。



③地域の行事や地域活動等への参加経験

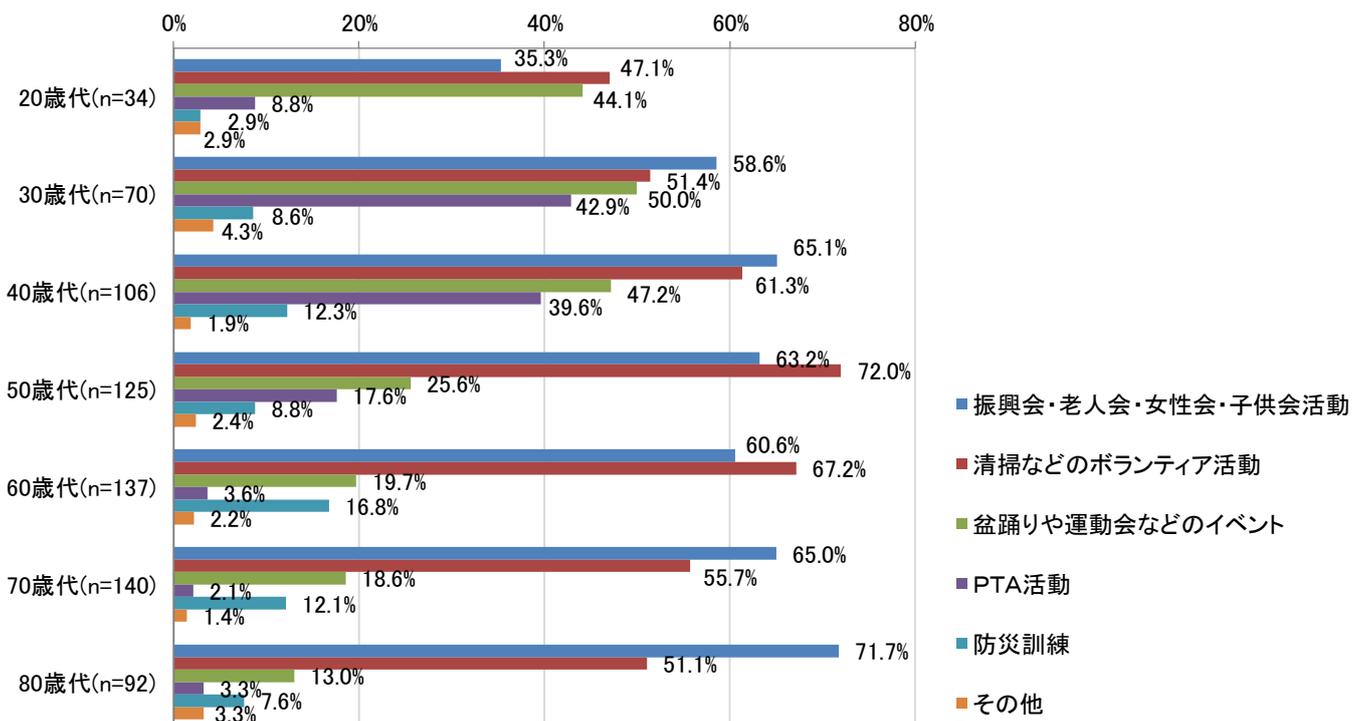
地域の行事や地域活動等への参加経験について年代別にみると、参加している割合（「よく参加している」+「ある程度参加している」）は、70歳代が77.8%で最も多く、20歳代では24.8%となっています。

【地域の行事や地域活動等への参加経験】



参加している活動について年代別にみると、20歳代、50歳代、60歳代は「清掃などのボランティア活動」それ以外は「振興会・老人会・女性会・子ども会活動」が最も多くなっています。

【参加している活動内容】

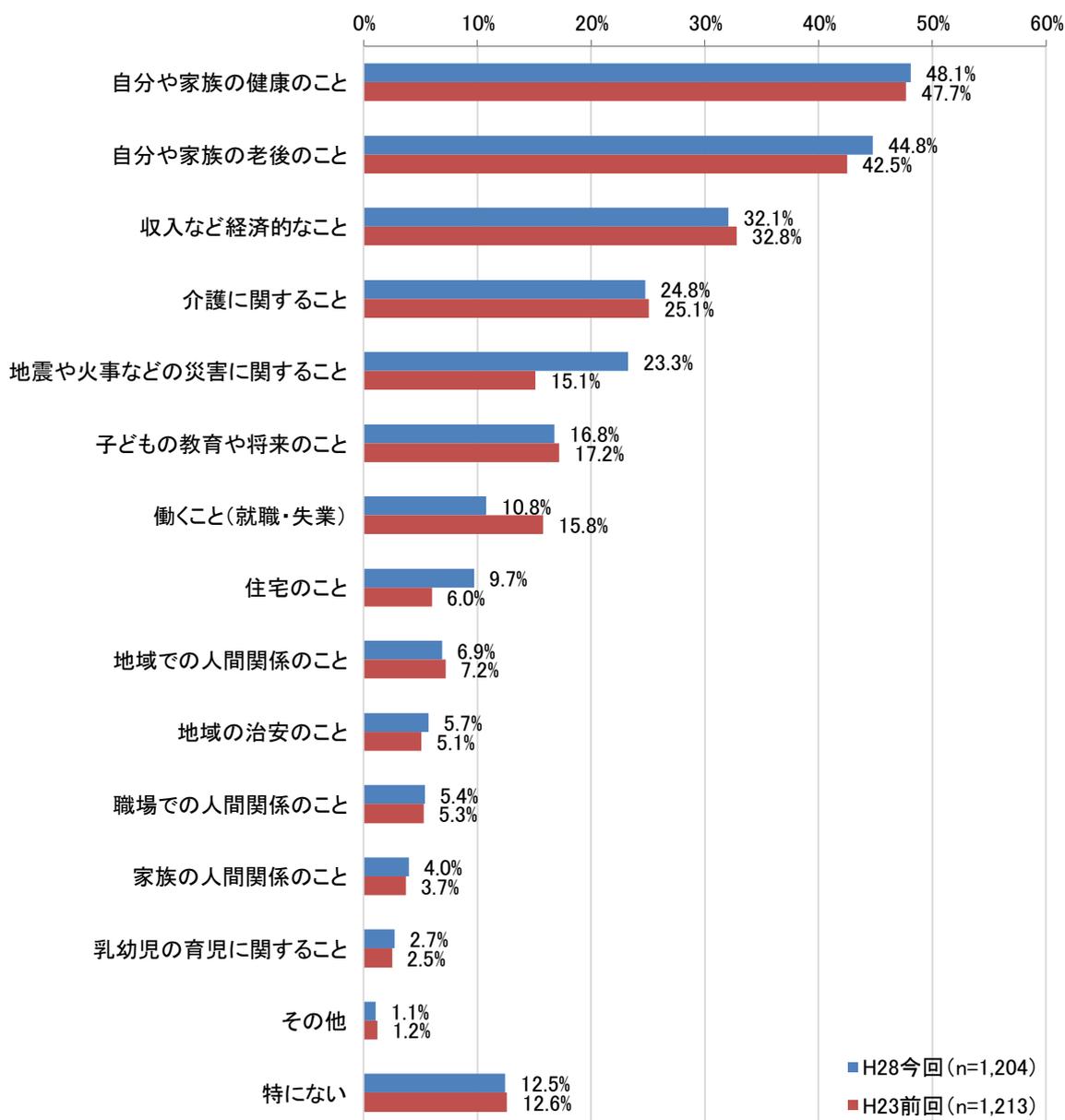


④日常生活における悩みや不安

日常生活で悩みや不安を感じていることについては、「自分や家族の健康のこと」が48.1%で最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が44.8%、「収入など経済的なこと」が32.1%となっています。

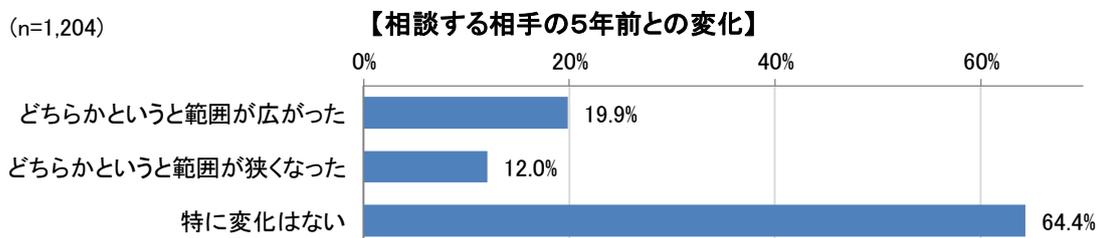
前回調査と比較すると、「地震や火事などの災害に関すること」が8.2ポイント増加、「働くこと（就職・失業）」が5.0ポイント減少しています。

【日常生活における悩みや不安(前回調査との比較)】



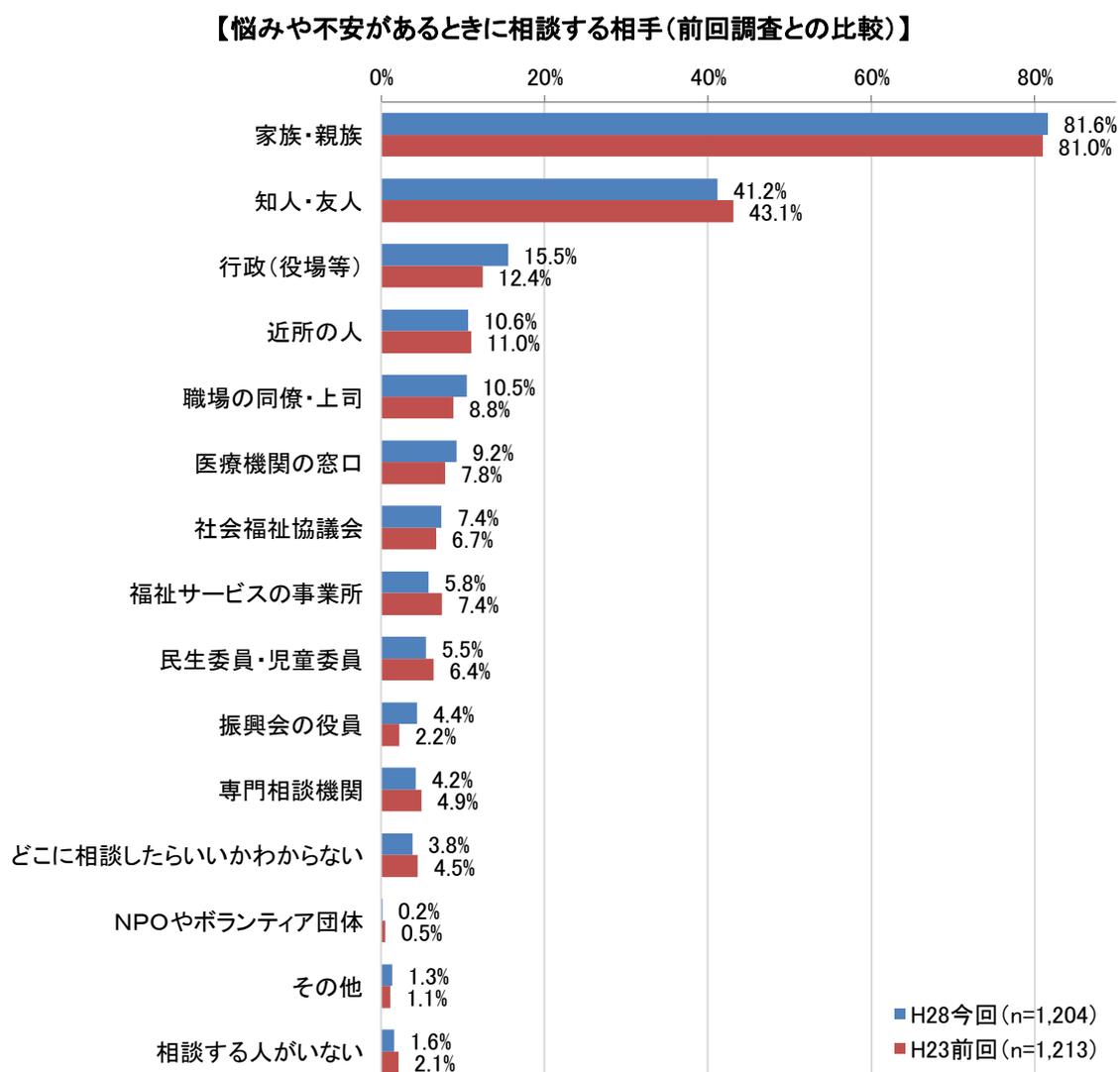
⑤悩みや不安があるときに相談する相手

相談相手の変化については、「特に変化はない」が64.4%で最も多く、次いで「どちらかという範囲が広がった」が19.9%、「どちらかという範囲が狭くなった」が12.0%となっています。



相談相手については、「家族・親族」が81.6%で最も多く、次いで「知人・友人」が41.2%、「行政（役場等）」が15.5%となっています。

前回調査と比較すると、「行政（役場等）」が3.1ポイント増加、「振興会の役員」が2.2ポイント増加しています。



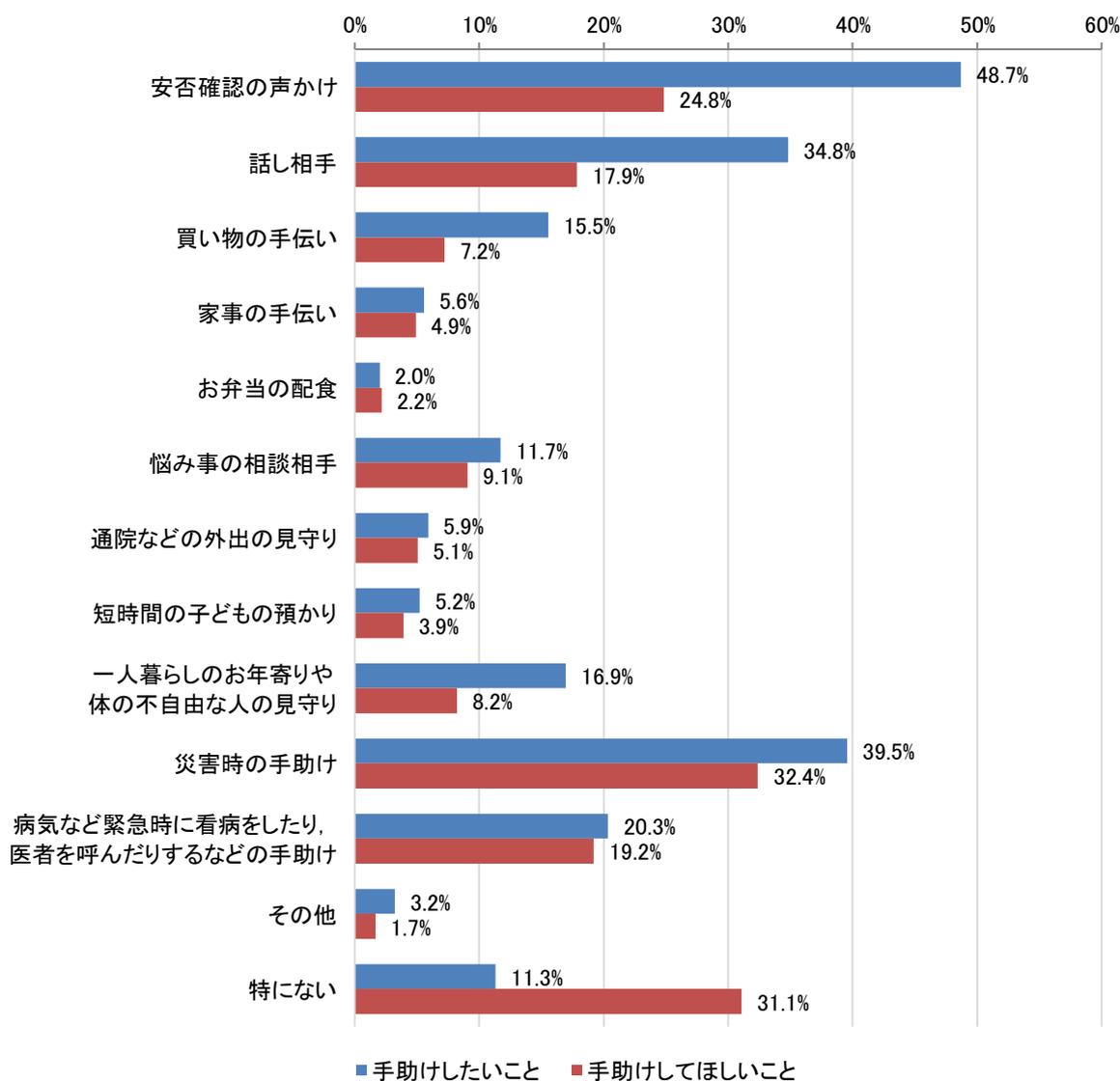
⑥困った時に手助けをしたいと思うこと、して欲しいと思うこと

近所との付き合いの中で、「手助けをしたい」と思うことについては、「安否確認の声かけ」が48.7%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が39.5%、「話し相手」が34.8%となっています。

また、「手助けをして欲しい」と思うことについては、「災害時の手助け」が32.4%で最も多く、次いで「特にない」が31.1%、「安否確認の声かけ」が24.8%となっています。

(n=1,204)

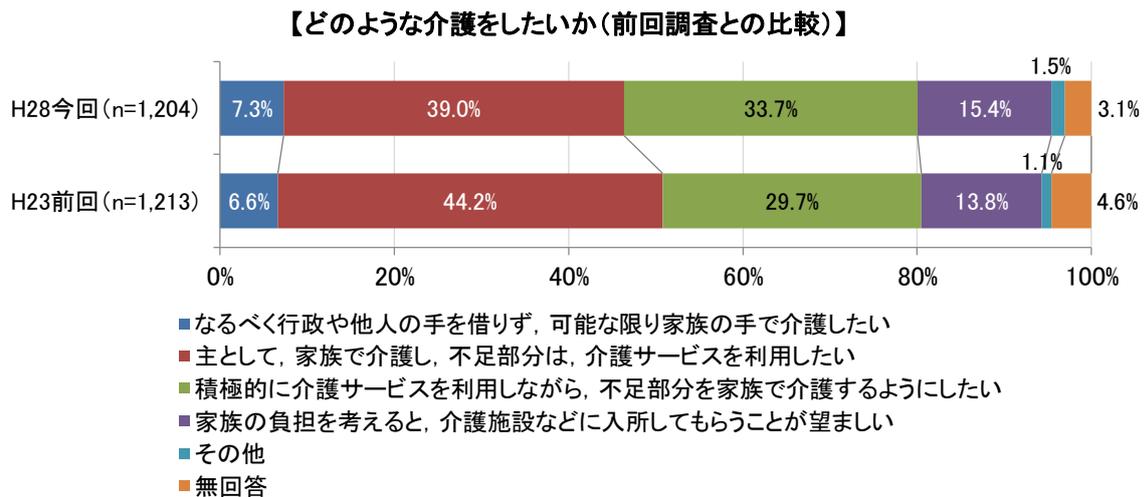
【困った時に手助けをしたいと思うこと、して欲しいと思うこと】



⑦どのような介護をしたいか

家族にどのような介護をしたいかについては、「主として、家族で介護し、不足部分は、介護サービスを利用したい」が39.0%で最も多く、次いで「積極的に介護サービスを利用しながら、不足部分を家族で介護するようにしたい」が33.7%となっています。

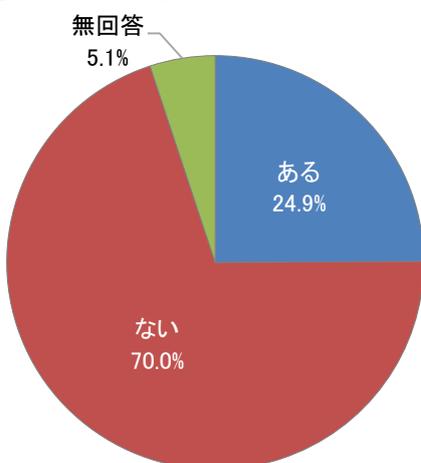
前回調査と比較すると、「主として、家族で介護し、不足部分は、介護サービスを利用したい」が5.2ポイント減少、「積極的に介護サービスを利用しながら、不足部分を家族で介護するようにしたい」が4.0ポイント増加しています。



⑧町の保健福祉に関する情報について

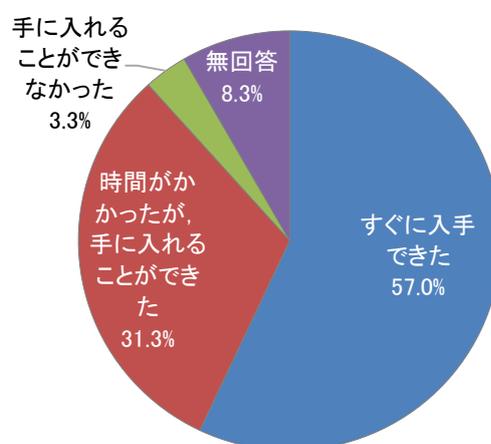
町の保健福祉情報を必要としたことがあったかについては、「ある」が24.9%、必要な情報が入手できたかについては、88.3%が「入手できた」としています。

【町の保健福祉情報を必要としたことがあったか】



(n=1,204)

【必要な情報がすぐに入手できたか】



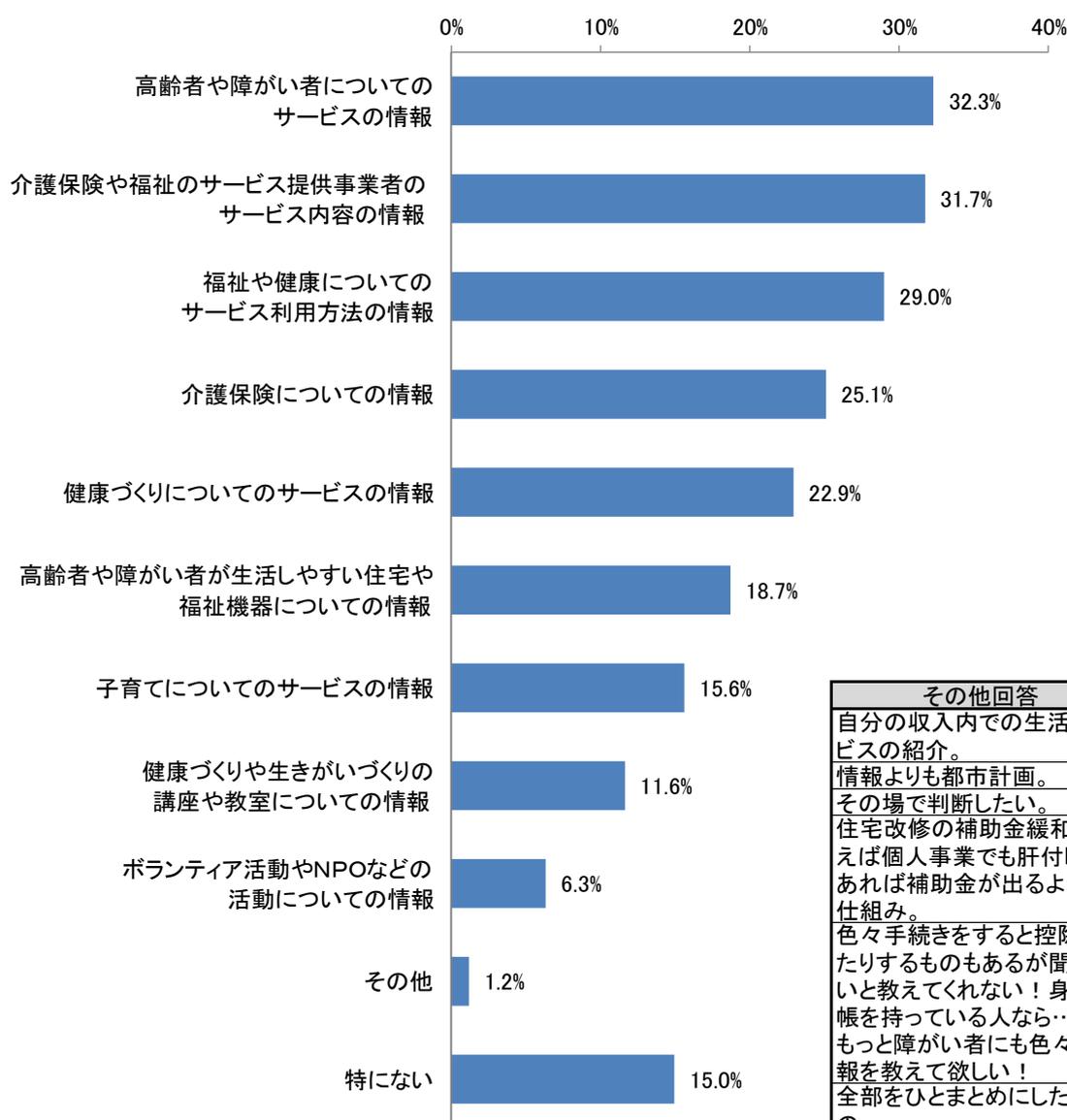
(n=300)

⑨福祉や健康について知りたい情報

福祉や健康について知りたい情報については、「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」が32.3%で最も多く、次いで「介護保険や福祉のサービス提供事業者のサービス内容の情報」が31.7%、「福祉や健康についてのサービス利用方法の情報」が29.0%となっています。

(n=1,204)

【福祉や健康について知りたい情報について】



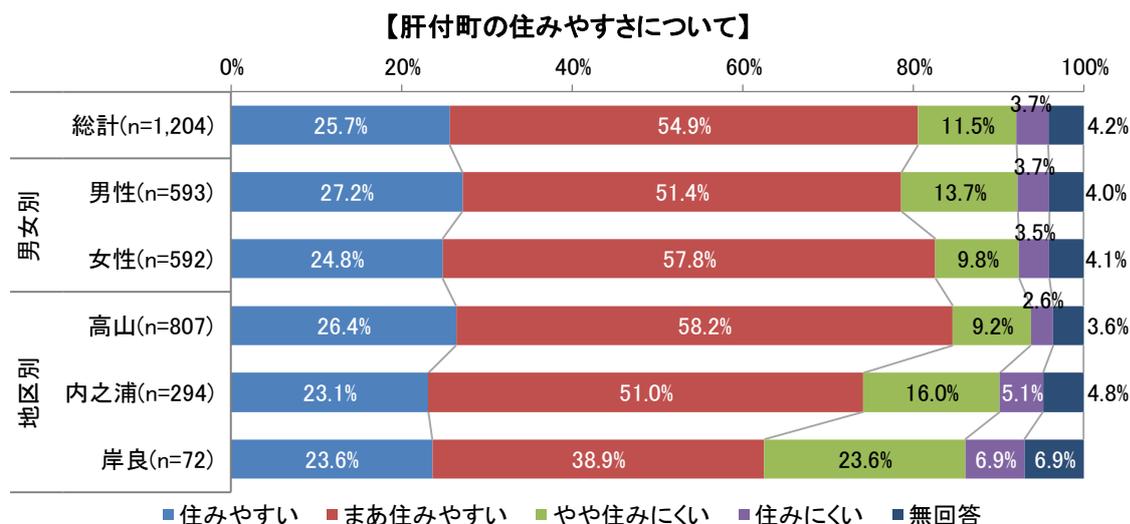
| その他回答 |
|--|
| 自分の収入内での生活サービスの紹介。 |
| 情報よりも都市計画。 |
| その場で判断したい。 |
| 住宅改修の補助金緩和。例えば個人事業でも肝付町であれば補助金が出るような仕組み。 |
| 色々手続きをすると控除されたりするものもあるが聞かないと教えてくれない！身障手帳を持っている人なら…とかもっと障がい者にも色々な情報を教えて欲しい！ |
| 全部をひとまとめにしたもの。 |

⑩肝付町の住みやすさ

肝付町の住みやすさについては、総計では、「住みやすい」（「住みやすい」＋「まあ住みやすい」）は80.6%、「住みにくい」（「やや住みにくい」＋「住みにくい」）は15.2%となっています。

男女別にみると、「住みにくい」は女性（13.3%）よりも男性（17.4%）の割合が高くなっています。

また、地域別にみると「住みにくい」は岸良地域（30.5%）、内之浦地域（21.1%）、高山地域（11.8%）の順となっています。

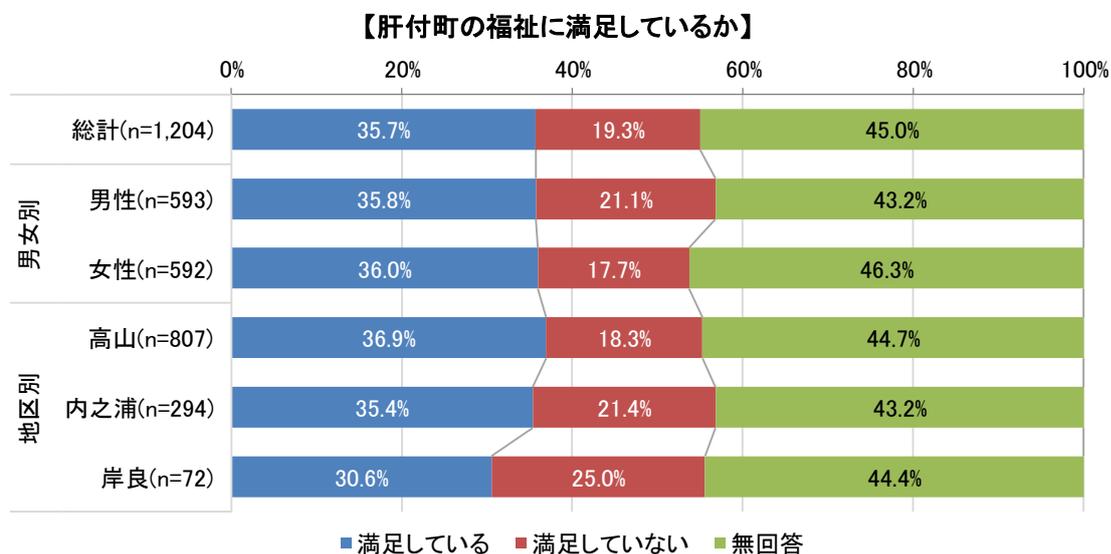


⑪肝付町の福祉に対する満足度

肝付町の福祉に満足しているかについては、総計では、「満足している」が35.7%で、「満足していない」が19.3%となっています。

男女別にみると、「満足していない」は女性（17.7%）よりも男性（21.1%）の割合が高くなっています。

また、地域別にみると「満足していない」は岸良地域（25.0%）、内之浦地域（21.4%）、高山地域（18.3%）の順となっています。

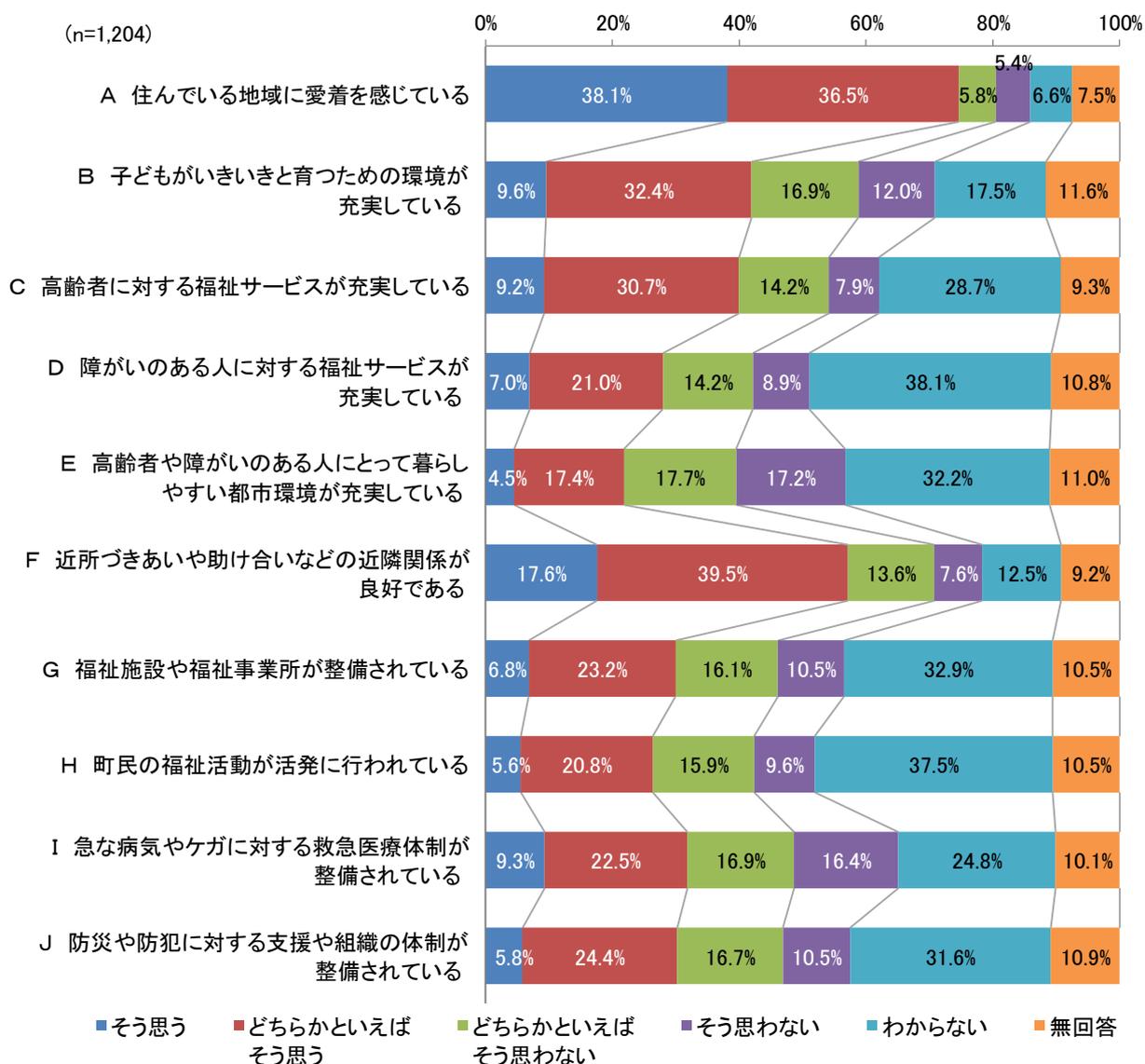


⑫地域や周辺的环境について

地域や周辺的环境についてどのように思うかについては、肯定的意見（そう思う＋どちらかといえばそう思う）は、「A 住んでいる地域に愛着を感じている」が74.6%で最も多く、次いで「F 近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である」が57.1%、「B 子どもがいきいきと育つための環境が充実している」が42.0%、「C 高齢者に対する福祉サービスが充実している」が39.9%となっています。

一方、否定的意見（そう思わない＋どちらかといえばそう思わない）は、「E 高齢者や障がいのある人にとって暮らしやすい都市環境が充実している」が34.9%で最も多く、「I 急な病気やケガに対する救急医療体制が整備されている」が33.3%、「B 子どもがいきいきと育つための環境が充実している」が28.9%となっています。

【地域や周辺的环境についてどのように思うか】

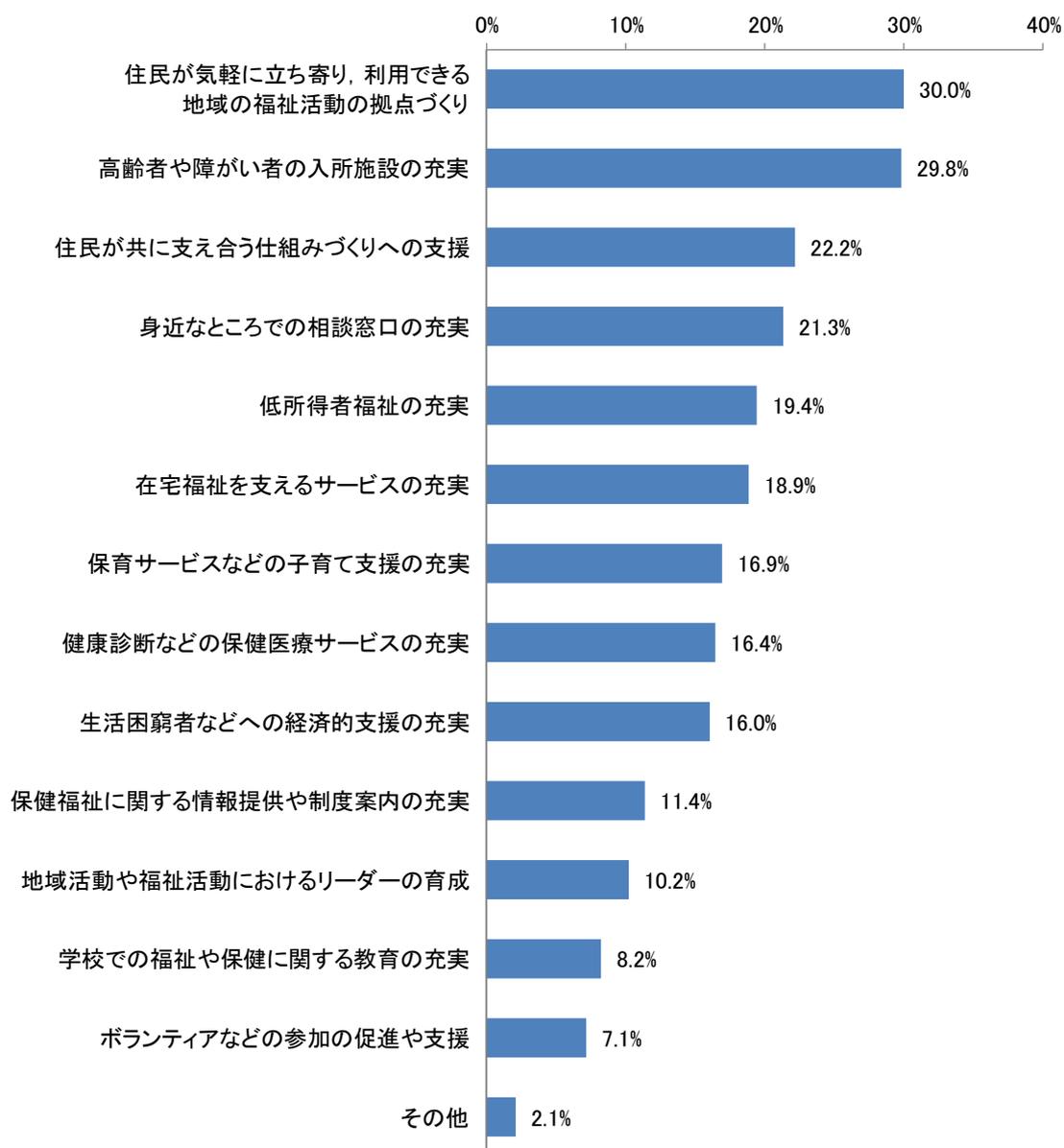


⑬福祉政策の中における特に重点的に取り組んでいくべき施策

特に重点的に取り組んでいくべき施策については、「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が30.0%で最も多く、次いで「高齢者や障がい者の入所施設の充実」が29.8%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が22.2%となっています。

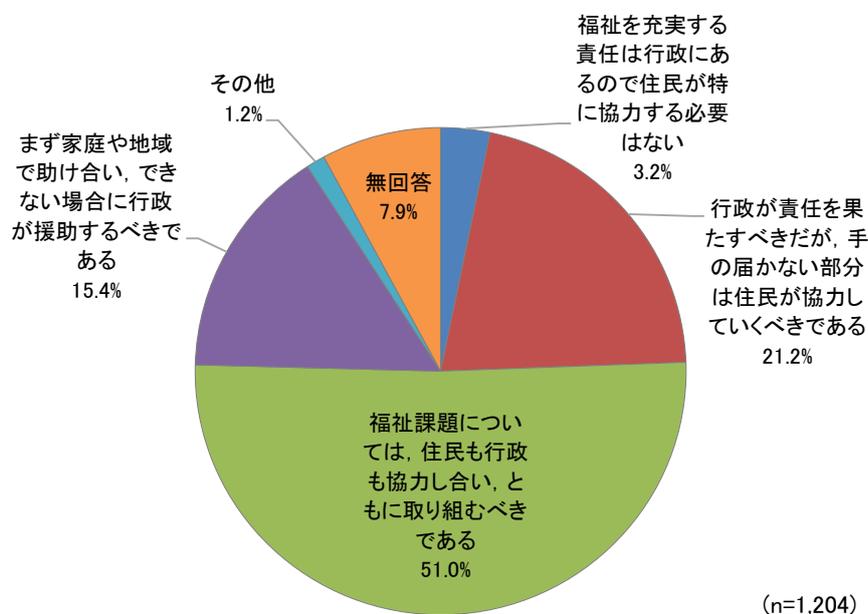
(n=1,204)

【特に重点的に取り組んでいくべき施策】



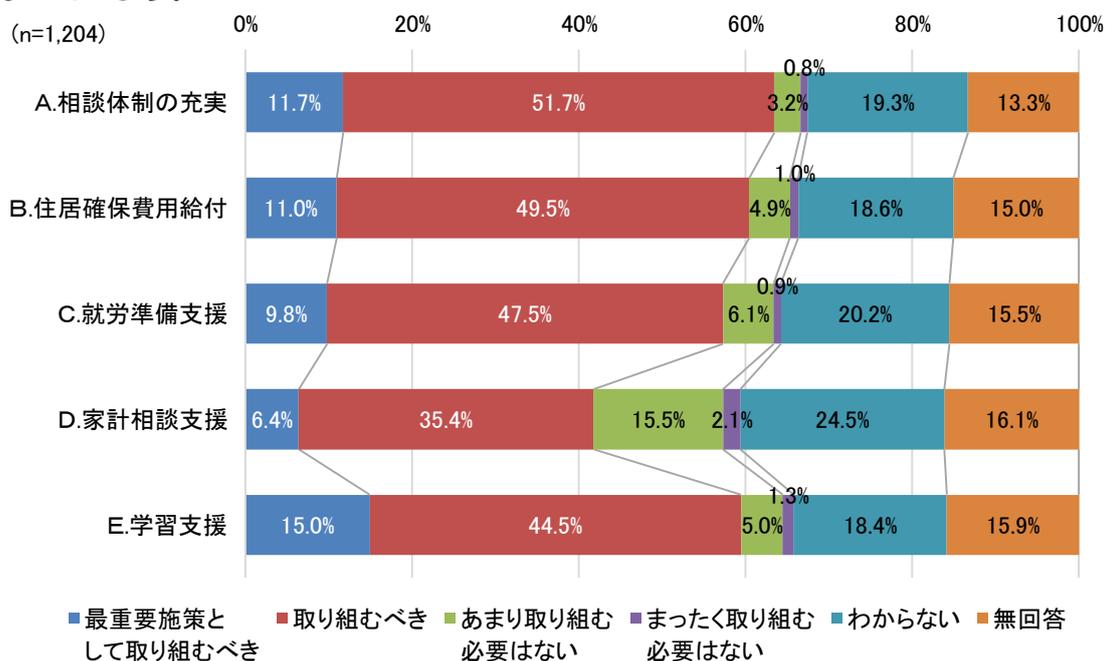
⑭福祉の充実についての行政と地域住民の関係

行政と地域住民との関係については、「福祉課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が51.0%で最も多く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力していくべきである」が21.2%、「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助するべきである」が15.4%となっています。



⑮生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の取組について

生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の取り組みについては、取り組むべきことと（最重要施策として取り組むべき+取り組むべき）としては「相談体制の充実」が63.5%で最も多く、次いで「住居確保費用給付」が60.5%、「学習支援」が59.5%となっている。また、最重要施策として取り組むべきことは、「学習支援」が15.0%で最も多くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 肝付町がめざす地域福祉像

「肝付町地域福祉計画（第1期）」においては、「第1次肝付町総合振興計画」に掲げる町の将来像である「人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり」の実現を目指し、福祉向上のための施策の展開を図ってきました。

「第2次肝付町総合振興計画」では、「人そして地域活力の創出による“地域力あふれる町”肝付町」を新たな将来像として掲げています。「肝付町地域福祉計画（第2期）」においても、上位計画である「肝付町総合振興計画」の将来像の実現を目指し、住民生活の福祉向上のための施策を位置づけ推進していきます。

2 肝付町地域福祉計画（第2期）の基本理念

肝付町地域福祉計画（第1期）では、「健やかで安心して生活できる支え合いのまち きもつき」を基本理念とし、施策の推進を図ってきました。本計画においても、基本理念は変更せず、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

健やかで安心して生活できる支え合いのまち きもつき

誰もが住み慣れた地域で安心して、生涯を元気でいきいきと暮らし続けていくことを望んでいます。

すべての住民が安心して充実した生活を送り、健康でいきいきと暮らすことができる地域社会を構築していくことが地域福祉の基本的な目標です。

地域福祉計画の対象は特定の住民ではなく、すべての住民です。誰もが地域住民の支え合いと助け合いにより、地域社会の中で、孤立することのない社会が理想です。

そして、住民一人ひとりの人権が尊重され、自己の意思に基づき、住み慣れた家庭と地域で生きがいを実感でき、地域に誇りと愛着をもって、住みたい、住み続けたいと心から思える福祉の先進地を、地域福祉計画の中で目指していきます。

地域福祉が目標とする福祉社会は、人権尊重と社会的包摂の理念に基づき、住民の主体的な参加を基盤として、一人ひとりの生涯にわたる生活を総合的に支える仕組みを、地域において、公私協働の実践を通して実現できるものです。

そして、そのためには、多くの住民が地域福祉実現のために、何らかの形で関わっていくことが極めて重要になってきます。このような地域福祉に関する基本的な目標を実現し、肝付町のさまざまな課題の解消に取り組みます。

3 肝付町地域福祉計画（第2期）の基本目標

「肝付町地域福祉計画（第2期）」では、基本理念を達成するため、以下の4つの分野ごとに、さまざまな取り組みの展開を図っていきます。

基本目標1 支え合い・助け合いの「ひと」づくり

地域福祉を推進するためには、ボランティアなど地域福祉を支える人、ボランティア活動や交流の場、情報交換の場、相談体制の充実などの支援、活動やグループづくりを促進する「ひと」づくりが重要となることから、その基盤づくりを進めます。

基本目標2 人と地域の「きずな」づくり

その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、協働し合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

交流やふれあいを通じて住民すべての参画のもとで豊かな「きずな」を育む地域づくりを目指します。

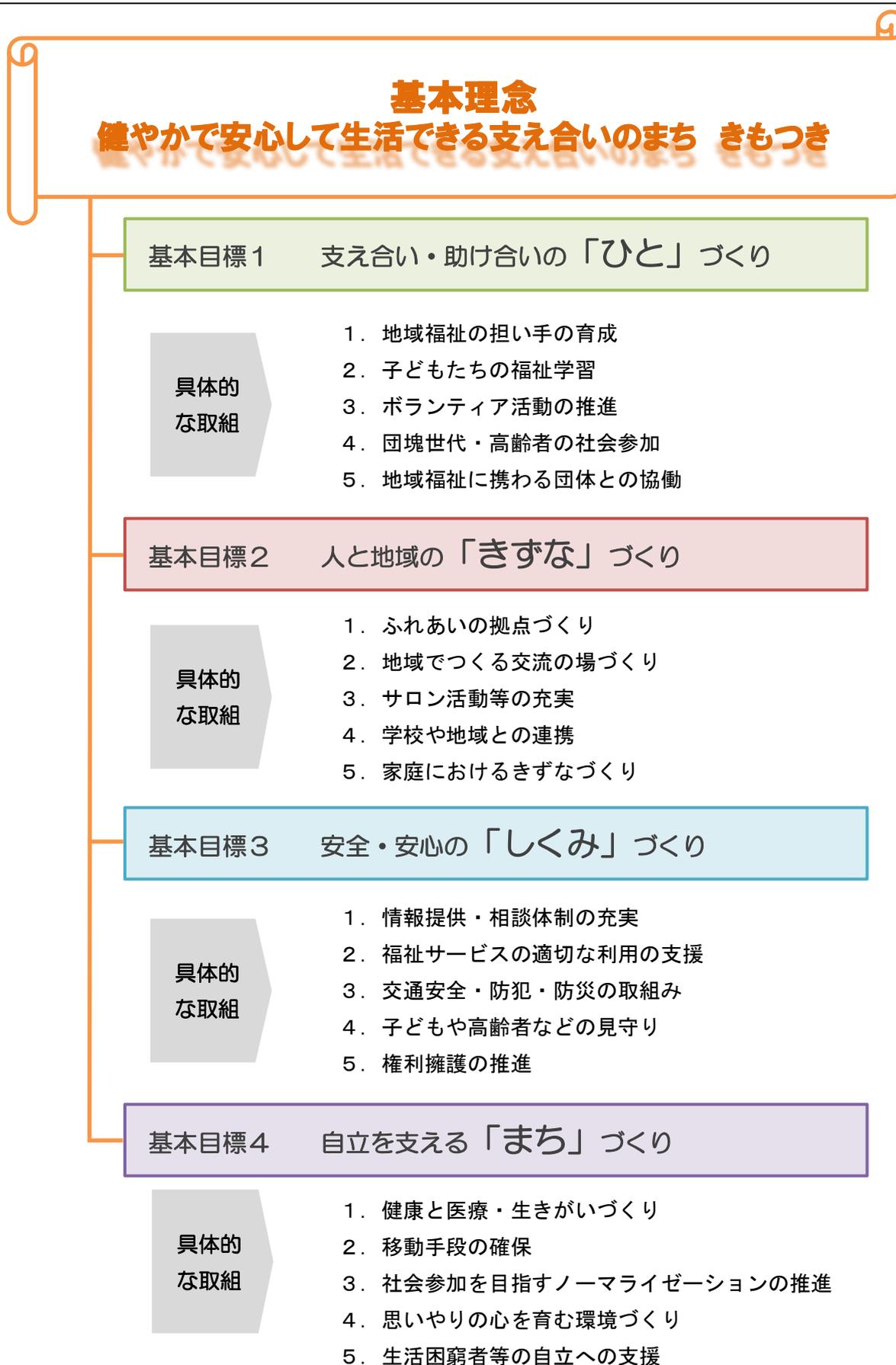
基本目標3 安全・安心の「しくみ」づくり

住民が福祉意識を高め、地域の福祉課題を共有し、住民が主体となりさまざまな団体とともに課題を解決していく中で、地域のあり方を考え、安心して暮らせる「しくみ」づくりを進めます。

基本目標4 自立を支える「まち」づくり

福祉ニーズや地域の課題を把握するとともに、地域や事業者、行政の連携を深め、地域福祉の健全な発達を促進します。また、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを推進します。

サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制等の充実を図り、安心して社会参加できる「まち」づくりを進めます。



第4章 基本計画

基本目標1

支え合い・助け合いの「ひと」づくり

地域で暮らしていくためには、個人の自立とともに、お互いの支え合いや助け合いが必要です。ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの養成を行うとともに、住民相互の支え合い活動を促進し、振興会、民生委員・児童委員、老人クラブ、女性会、ボランティア団体などの各種団体や社会福祉協議会などの連携により、住みやすい隣近所の関係を築くために、支え合い、助け合う「ひと」づくりを推進します。

1 地域福祉の担い手の育成

【現状と課題】

すべての人が安心して暮らせるよう、住民の福祉ニーズに対応できる体制を地域でつくるためには、行政や事業者だけではなく、ボランティア、関係団体など、さまざまな人たちの協力、連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

本町では、民生委員・児童委員と在宅福祉アドバイザーが連携し地域の見守りや地域住民の相談等を行っていますが、担い手の確保が課題となっています。地域福祉に取り組む上では、担い手の存在は欠かせません。そのためには、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民が地域福祉に対する関心や理解を深め、人材の育成を図る必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・地域の活動に積極的に参加し、地域福祉の必要性について理解を深めましょう。
- ・自分の持っている知識や技術を地域活動に活かしましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域の担い手となり得る人は地域にたくさんいます。地域福祉を社会全体で支えるためにもさまざまな活動への参加を促進し、また、参加しやすい環境づくりを行い、担い手の発掘、育成につなげましょう。
- ・定年退職者など、知識や経験・技術を持っている人たちに、地域の担い手として積極的に協力してもらいましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・地域福祉についての住民の理解促進を図り、地域福祉の担い手の確保に努めます。
- ・社会福祉協議会等と連携し、在宅福祉アドバイザーと民生委員・児童委員の合同研修会を開催するなど、地域福祉を担う人材育成を支援します。

2 子どもたちの福祉学習

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行やライフスタイル等の変化により、養育問題、放任、過保護等に起因する情緒障がい、非行、不登校等が大きな社会問題となるなど、子どもたちを取り巻く環境は変化しています。また、かつては子どもたちが地域で体験できてきたさまざまな社会体験の機会が失われつつあります。

今後も発達上の課題や家庭の事情を抱える子どもたちが増えることが予想され、地域や学校等が一体となった支援体制づくりが必要です。

また、未来を担う子どもたちが、地域における振興会や公民館活動などのさまざまな活動やイベントなどへ積極的に参加できるよう支援し、福祉について学ぶ機会の充実を図り、人と人のふれあいを基本として、支え合いや助け合いの連帯意識を芽生えさせることにより、地域への愛着を育むことが重要です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・地域の子どもは地域の宝です。あたたかく成長を見守りましょう。
- ・子どもに関心の目を向け、あいさつをしたり、ほめたり注意したりしましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域の子どもが地域に愛着を持てるよう、地域の歴史や伝統文化などを教えてあげられる機会をつくりましょう。
- ・地域の子どもを福祉体験や福祉に関する出前講座などへ参加させましょう。
- ・地域での学習活動を支援し、地域で子どもを育てる機運を高めましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・地域、学校等が一体となり、子どもたちが安全で安心して学校へ通える環境づくりに取り組みます。
- ・郷土の歴史や伝統・文化などを後世に伝えるための環境整備や後継者育成等を推進します。



3 ボランティア活動の推進

【現状と課題】

地域には、日常生活の中で何らかの手助けを必要としている人がいます。しかし、これらすべての人を行政サービスだけで補うことは難しく、自発的な行動はもとより、身近な暮らしをともにする住民相互によって助け合うことが必要です。

本町では、ボランティアセンターを核として、ボランティア団体や個人の活動が活発に行われ、ボランティア登録者数は増加傾向にあります。今後もますます活発に活動できるよう引き続き支援が必要です。

特に、ボランティア登録者の高齢化が進んでいるため、若者のボランティア活動への参加を、積極的に啓発していく必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・困っている人を見たら、声をかけたり手助けしたりしましょう。
- ・ボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動をしたり、講座に参加したりしましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・社会福祉協議会やボランティアグループ連絡協議会等は、ボランティアの育成や養成講座などの活動を支援しましょう。
- ・さまざまな方法によりボランティアの募集を呼びかけてみましょう。
- ・若者のボランティア活動に対する意識向上に努めましょう。
- ・従業員がボランティア活動等に参加しやすくなるような職場環境づくりに努めましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・ボランティアやNPOなどの社会貢献に意欲的な人の活動を支援する取り組みを行います。
- ・住民の生活状況やニーズ等の把握を行い、地域の生活課題から考えられる支援策を見つけ出し、さまざまなボランティア活動を推進します。
- ・ボランティアセンターを活用し、住民の善意と主体的参加によるボランティア活動を啓発します。
- ・学校、企業、団体等に働きかけるなど、若者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

4 団塊世代・高齢者の社会参加

【現状と課題】

社会経験や知識が豊富で、比較的時間にゆとりのある高齢者や定年退職者は、地域福祉活動の充実のためには重要な人材となります。

また、地域活動への参加により、地域の大きな支えになるだけでなく、本人の生きがいづくりや健康づくりにもつながると考えられます。特に、定年退職された「団塊の世代」の活動参加、地域づくりなどには大いに期待がかかります。

町民意識調査では、地域の行事や地域活動等への参加経験については、60歳代では、約3割、70歳代では約2割の人が、「参加していない」としています。また、ボランティア活動については、年数回のチラシの全戸配布や社会福祉協議会のボランティア情報紙「望縁郷」で参加を促していますが、さらなる周知が必要な状況です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- ・今まで培ってきた知識と経験を地域福祉活動に活かしてみましょう。
- ・今まで培ってきた知識と経験を後進に伝え、次代のリーダーを育てましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域で生活している高齢者や定年退職者に声かけをすることにより、地域福祉活動への参加を促しましょう。
- ・地域の担い手につながる人材の意見を尊重し、地域福祉に取り込みましょう。
- ・ボランティア情報紙「望縁郷」等、さまざまな広報媒体や機会を捉えてボランティア活動の啓発を行いましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・高齢者や定年退職者を対象に、第二の人生設計を支援し、地域社会へ貢献できるようボランティア活動などへ繋ぐための支援を行います。
- ・ボランティア活動などに関する相談体制及び情報の提供体制の充実に取り組みます。
- ・介護予防ポイント制度を活用した個人・グループボランティアの活動を促進します。

5 地域福祉に携わる団体との協働

【現状と課題】

地域福祉に携わる団体は、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに役立つ活動を行っています。これらの団体と協働し、地域福祉に携わる人たちの育成を支援し、福祉のまちづくりを推進していかなければなりません。

特に、社会福祉協議会は、住民参加によるさまざまな福祉活動の支援や、在宅福祉サービス、福祉サービス利用の支援など地域福祉の中核的な存在として事業を展開しています。今後、更に地域福祉を推進していくためには、社会福祉協議会が大切な役割を担っているとともに、行政との協働による取組が重要です。

また、地域には振興会、民生委員・児童委員、老人クラブ、女性会、子ども会、ボランティアなど各種団体や個人がより良い地域づくりを目指して活動しています。

今後も、社会福祉協議会や各団体による更なる地域福祉活動の充実と推進を図ることが必要です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・地域福祉に取り組む団体の活動内容を知りましょう。
- ・社会福祉協議会をはじめとした各種団体など、地域福祉活動を推進する団体に取り組む地域福祉活動に積極的に参加しましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・積極的な広報活動を実施することにより、住民の参加を促進しましょう。
- ・更なる地域福祉活動の充実を図りましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・町全域で、社会福祉協議会や各種団体など、地域福祉活動を推進する団体の活動を支援します。
- ・地域福祉に携わる団体と協働して、地域福祉に携わる人材の育成を支援します。



基本目標2

人と地域の「きずな」づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、ともに支え合う地域福祉を推進するためには、その拠点づくりが必要となります。

また、地域での自主的な福祉活動を推進していくためには、人が集まり、情報が集まり、地域の諸問題や課題を話し合うことが大切です。

地域のさまざまな人が、さまざまな場所で関わりを持てるような集い、憩い、学べる場所づくりを支援し、人や地域の「きずな」づくりを推進します。

1 ふれあいの拠点づくり

【現状と課題】

町民意識調査では、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、特に重点的に取り組んでいくべき施策として、「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が最も上位となっています。

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。本町では、平成27年度に新しい3つのコミュニティ協議会が設立され活動が始まりました。今後は、地域住民の自主的・主体的な活動であるコミュニティ協議会活動等を支援し、住民自身の手による空き家などの既存施設を有効活用した拠点づくりを進める必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・空き家や福祉施設、公民館など地域の活動できる場所や福祉活動について検討してみましよう。
- ・公民館などの身近な施設を利用し、地域活動を積極的に行いましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・社会福祉施設を活動場所として利用できるよう、社会福祉協議会や事業者などと話し合ってみましよう。
- ・公民館や集会所などの地域の施設をコミュニティの場として積極的に活用しましょう。
- ・事業所の持ち物のなかで地域福祉活動等に活用できるものは地域に提供しましょう。
- ・空き家・空き教室等を活動の場として利用できないか検討してみましよう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・地区公民館を利用した各種講座を開設するなど、公共施設を活用した活動拠点や身近な地域で交流できる場づくりを検討します。
- ・コミュニティ協議会等の活動を支援し、地域での新しいふれあいの関係を築き、さまざまな福祉ニーズに対応する集いの場、憩いの場づくりを推進します。

2 地域でつくる交流の場づくり

【現状と課題】

町民意識調査では、「近所づきあいの程度」について、年代が低くなるほど、あいさつをすることもないとする人が多くなっており、地域の交流がなく地域のつながりが薄れつつある状況が伺えます。

住民の中には、地域との接点が少なく地域の中に溶け込むことができない人もいます。誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域社会をつくるにはお互いの顔が見える関係を築くことが重要です。

そのためには、気軽に参加できる機会が地域で開かれ、それをきっかけとして交流を深め、誰もが地域とつながり、住み続けられるための環境づくりが必要です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・まずは「あいさつ」から始めましょう。
- ・地域には、地域を良くするためのさまざまな行事や活動が行われています。家族や隣近所の方と誘いあって、地域活動に気軽に参加してみましょう。
- ・地域の一員として自分は何ができるか考えてみましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・誰もが気兼ねなく地域活動に参加できる雰囲気づくりに努めましょう。
- ・地域で参加促進、啓発活動を行いましょう。
- ・地域の交流を目的とした行事など実施してみましょう。
- ・地域の団体や事業所などに協力を要請し、一緒に活動してみましょう。
- ・地域の人と顔を合わす機会を増やしましょう。
- ・従業員が地域活動等に参加しやすくなるような職場環境づくりに努めましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・「あいさつ運動」を推進します。
- ・学校、企業、団体等に働きかけるなど、若者が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
- ・地域の交流行事を広報していくとともに、地域の交流の企画について支援を図り、地域の人同士が顔を合わせることが出来る機会を増やします。

3 サロン活動等の充実

【現状と課題】

住民が主体となって企画し自主的な運営を行うサロン活動は、地域における「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などを目的として行われ、ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など寂しさや不安を持つ人にとって、地域の人たちとの「ふれあい」や「生きがい」の場となります。

本町では、サロン活動団体が、平成 24 年度の 19 団体（360 名）から平成 28 年度では 43 団体（880 名）に増加し、高齢者サロン以外にも、子育てサロンや障がい者サロンなどサロン活動は活発化している状況です。

今後も、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、すべての人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう、各地域においてサロン活動が活発化するよう支援するとともに、サロンの担い手や後継者育成を図る必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・地域の交流の場としてサロン活動に参加してみましよう。
- ・サロン活動を活性化するため企画を提案してみましよう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域でサロン活動への参加を促しましよう。
- ・サロン活動の担い手として地域全体で考えてみましよう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・社会福祉協議会や地域の自主的な取組みの中でさまざまなサロン活動が行われています。今後も関係団体と連携しサロン活動を支援し充実と拡大を図ります。
- ・高齢者サロンをはじめ子育てサロンや障がい者サロンなど、さまざまなサロン活動について効果的に情報発信し利用促進を図るとともに、サロン活動の担い手や後継者育成に努めます。
- ・高齢者などがサロン活動を通じて取り組む健康づくりや介護予防、生きがいづくりを支援し元気な高齢者の増加を図ります。
- ・サロンが地域ネットワークの核となるよう地域連携を推進します。
- ・多様な形態のサロン活動の育成に取り組めます。

4 学校や地域との連携

【現状と課題】

地域の清掃活動に子どもたちがボランティアで参加するなど、学校と地域が連携したさまざまな取組が行われています。学校と地域との連携が綿密になることにより、地域が子どもの健やかな成長を見ることができるとともに、世代間交流による地域コミュニティづくりを図ることができます。

本町では、「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校行事に対し地域の人たちが積極的に協力し、地域と学校が一体となって子どもを育てる活動を推進しています。今後は、町全体に広げていき、子どもから大人へと地域福祉の推進を図る活動につなげていくことが大切です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- 学校行事などに積極的に参加しましょう。
- 子どもたちのボランティア活動などを見届けるだけでも、地域の人たちにとっては大きな活力になります。頑張っている姿を見守りましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- 子どもを対象とした体験学習等を企画・実施し、直接体験できる機会を増やしましょう。
- 子どもと高齢者との世代間交流を通して、さまざまな知識や経験などを教わることは、高齢者自身の生きがいにもつながります。高齢者との交流やふれあいを大切にしましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- 地域と学校が一体となって子どもを育てるコミュニティスクール事業を推進します。
- 郷土を愛する心を育てるため、地元の良さを知る体験学習を行うなど、子どもの健全育成を推進します。
- 学校教育を通じた地域福祉の推進を図ります。
- 子どもを児童虐待や犯罪などの被害から守るための活動を促進します。



5 家庭におけるきずなづくり

【現状と課題】

家庭内暴力や高齢者、児童への虐待など、「家庭のきずな」そのものが弱体化し、これを受け止めるべき地域にあっても、地縁的な人間関係の希薄化が進行している現状があります。

鹿児島県では、毎月第3土曜日を「青少年育成の日」、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

本町では、第3日曜日は、体育施設の貸し出しを行わず、部活動等の練習ができないため、家庭で過ごす日として定着してきています。また、「あいさつ運動」については、学校においても積極的に取り組んでおり、あいさつの声がよく聞かれるようになりました。

家庭は、社会を構成する最小単位であり、家族のみんなが楽しく過ごし、お互いに成長していく場です。親子のつながり、そして親子と地域のつながりを深め、思いやりや支え合いの心を育て、明るく、力強い「家庭のきずな」を育成していくことが大切です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・家庭内でのあいさつから実践してみましょう。
- ・ごみ出しの時などのあいさつや声かけを実践しましょう。
- ・家族でボランティアに参加してみましょう。
- ・高齢者や児童への虐待の疑いを抱いたり発見したりした場合は、関係機関へ相談・通告しましょう。
- ・第3土曜日は地域の青少年育成行事等に積極的に参加しましょう。また、第3日曜日は家庭で過ごしましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・子育て経験者と若い母親が接する機会をつくりましょう。
- ・家族で参加できるようなイベントを企画・開催してみましょう。
- ・高齢者や児童への虐待の疑いを抱いたり発見したりした場合は、関係機関へ相談・通告しましょう。
- ・第3土曜日や第3日曜日には催しや会合を計画せず、青少年育成や家庭で過ごす日であることに配慮しましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・子どもの頃から思いやりの心を育む福祉教育を推進します。
- ・家庭、地域、学校と連携したあいさつ運動を励行します。
- ・虐待の防止や通告方法などの広報、啓発に努めます。
- ・第3土曜日や第3日曜日の意義について普及・啓発していくとともに、スポーツ少年団や各種行事などを控えるよう各種団体や事業者に対しても指導していきます。

基本目標3

安全・安心の「しくみ」づくり

地域で生活する住民にとって、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、情報公開体制の充実を図ります。

また、災害時に、地域の事情に即した防災施策の充実を図るとともに、地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる体制づくりや地域ぐるみの防犯・防災活動を推進し、安全安心の「しくみ」づくりに取り組みます。

1 情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

生活や福祉に関する相談は、鹿児島県や本町、社会福祉協議会等において、さまざまな相談機関を分野ごとに設置することにより相談体制の充実を図っており、町の窓口や地域包括支援センター、福祉サービス事業者などにおいても実施しています。

しかしながら、近年では相談内容も複雑かつ多様化しており、個別の相談窓口では対応が困難な状況にあります。

町民意識調査では、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、特に重点的に取り組んでいくべき施策として、「身近なところでの相談窓口の充実」が上位となっています。

すべての地域でさまざまな困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制や関係団体とのネットワーク化を図り総合的な相談窓口の構築が必要です。

また、福祉に関する制度やサービス内容について、制度が円滑に運用できるよう、誰にとってもわかりやすく情報を提供していくことが大切です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・地域で相談できる人を見つけておきましょう。
- ・困りごとや悩みなどは、町の相談窓口や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などへ気軽に相談しましょう。
- ・町や社会福祉協議会の発行・発信する広報誌やホームページに目を通し、情報の把握に努めましょう。
- ・福祉に関する制度やサービス内容などに関心を持ち、情報を入手してみましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など気軽に相談できる窓口の周知を図りましょう。
- ・地域の人からの相談に対し、地域全体で取り組む仕組みを検討し構築していきましょう。
- ・地域や団体・事業者などの活動や提供するサービス内容などについて、わかりやすく情報の提供を行いましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- 身近な地域で、さまざまな相談ができる体制づくりに取り組みます。
- 相談機関や地域の相談窓口について、住民に周知するとともに利用促進を図ります。
- 住民が地域活動への理解を深め、気軽に参加できるよう積極的な情報提供や意識啓発を図ります。
- 外国籍住民に対しても外国語の併記や「やさしい日本語」などを検討し、情報提供体制の充実を図ります。



2 福祉サービスの適切な利用の支援

【現状と課題】

健康づくりや疾病予防から、医療、リハビリテーション、介護へと連なる福祉サービスは多様化しており、利用者にあった適切なサービスの利用を促進する必要があります。

福祉サービスは、企業やNPOなどさまざまなサービス提供主体により展開されるようになってきましたが、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援などのさまざまな分野において、公的な福祉サービスとの連携・協働と住民による助け合いが重要となっています。

多様化する福祉サービスのニーズに対してきめ細かに対応するため、サービス事業者と連携したサービスの量や質の確保・向上を図るとともに、各関係機関が連携し、安心して利用できる福祉サービスの充実を図る体制づくりが必要です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- 行政やサービスを提供する事業者などに対し、サービスについての意見や要望などを積極的に伝えましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- サービス利用者の意見を聞き、より良いサービスの提供に努めましょう。
- サービス従事者に対する研修やサービスの評価を行い、技術の向上と意識啓発を図りましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- 「高齢者福祉計画」「障害者福祉基本計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの分野別の福祉計画に基づき、サービス事業者などと連携することにより、基盤整備を進めます。
- ボランティア団体やNPO、その他の団体が行う地域活動を支援します。
- 福祉サービスについて、ホームページ等を活用し分かりやすい情報提供に努めます。
- 利用者・事業者・行政が連携し、利用者自身が安心して選択し、利用できる福祉サービスの質の向上と量の確保を進めます。

3 交通安全・防犯・防災の取組み

(1) 災害時要配慮者の支援体制

【現状と課題】

「災害時要配慮者」とは、災害に対処するにあたり、障がいのある人や体力的に衰えのある高齢者、妊産婦、乳幼児など、特に配慮を要する人を意味します。そのうち、自ら避難することが困難な人で、特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」といいます。

町民意識調査では、ご近所とのお付き合いの中で、「手助けをして欲しい」と思うこと、「手助けをしたい」と思うことについて、いずれも「災害時の手助け」が上位となっています。

災害による被害を最小限に抑えるためには、振興会や自主防災組織などの地域での活動が必要不可欠であり、避難行動要支援者の避難誘導は、災害発生直後に主体となりうる地域の人たちの参加と協力が重要となります。また、外国籍住民が、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県と連携し外国人のニーズ等の把握に努め、防災意識の啓発や災害予防対策を検討していく必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・地域で取り組む防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ・日頃から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。
- ・地域の災害時要配慮者を日頃から把握しておきましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域で防災訓練を定期的実施しましょう。
- ・避難行動要支援者情報を把握し、振興会や自主防災組織、民生委員・児童委員、女性会などと協力して日頃から支援活動の取組みを行いましょう。
- ・個人情報管理を徹底しましょう。
- ・外国籍住民を雇用している事業所においては、外国籍住民が理解できる防災訓練の開催を検討してみましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・地域の自主防災組織の活動を支援し、防災に対する意識啓発を図ります。
- ・民生委員・児童委員や振興会長などと連携し避難行動要支援者情報の把握を徹底します。また、避難行動要支援者の支援者等への情報提供に未同意の人には、同意取得へ継続して取り組みます。
- ・住民に対して避難行動要支援者名簿の制度について理解促進と活用の周知を図るとともに、避難行動要支援者名簿を地域の支援者等と共有し、災害時の支援体制づくりを進めるとともに日頃の見守り活動等への活用を図ります。
- ・町内に在住している外国籍住民の把握に努め、声かけ等災害時の支援を円滑に行うための体制づくりに努めます。
- ・避難経路の案内等の設置を推進するとともに外国語の併記についても検討します。

(2) 地域ぐるみの防犯・防災活動の促進

【現状と課題】

近年、地震や大型台風などの大規模な自然災害が頻発しており、特に平成 23 年に発生した東日本大震災や平成 28 年に発生した熊本地震は、広範囲に甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフ地震の発生が予測されており、住民の防災への意識は高まっています。

災害や緊急時の助け合い活動が実際に実を結ぶものとなるためには、住民一人ひとりが日頃から「自分の身は自分で守る」という心構えと、起きても対応できる備えを地域ぐるみで考え支援体制をつくることが大切です。

また、あいさつ運動や声かけは、地域の人たちの連帯感を育み、支え合いの意識を高め、防犯に対する基本となります。住民全体での取組を推進します。

犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策を推進します。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・日頃から防犯・防災に対する意識を高め、地域で支え合う活動に参加しましょう。
- ・日頃から隣近所や地域で子どもや高齢者へ声かけなどをして交流を図りましょう。
- ・子どもの登下校時に見守り活動をしましょう。
- ・日頃から大雨や地震などに備えて周囲を点検し、避難場所の確認や非常持ち出し品の準備をしておきましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・子どもや高齢者、妊婦など災害時要配慮者に対して関連機関が協力してタイムリーに情報を発信しましょう。
- ・地域で子どもや高齢者などに声かけして見守り活動をしましょう。
- ・地域の危険箇所や避難場所、避難経路などを日頃から点検し、支援の体制を構築していきましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・防犯・防災・交通安全対策などの普及啓発や情報提供に努めます。
- ・警察署や消防署などと協力し、地域に密着した防犯・防災組織活動を支援します。
- ・地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- ・肝付町地域防災計画などにに基づき、自主防災組織の育成や防災対策などを推進します。
- ・立哨指導の推進など、地域防犯活動の支援に努めます。
- ・犯罪や非行のない明るい地域社会の構築を目指します。
- ・学校と連携して防災訓練や防災教育の充実を図ります。
- ・福祉避難所の設置に努めます。

4 子どもや高齢者、障がい者などの見守り

【現状と課題】

子どもは地域の宝です。さまざまな子育て支援のサービスの充実と併せて、子どもたちが健やかに育つよう、公民館などを活用した居場所づくりや見守り活動など、日頃から地域全体で支える体制づくりが必要です。

また、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中のひとり暮らしになる高齢者などが増加傾向にあり、近年では、高齢者の孤独死や高齢者虐待・児童虐待、悪質商法、権利侵害、児童の貧困など、目が届きにくい深刻な問題も発生しています。

地域の見守り活動は、高齢者の安否確認、子どもの交通安全や犯罪防止、障がいのある人の安全確保などさまざまな役割を担っており、誰もが安心して生活を送るためには、ますます重要になってきています。

より身近な地域の関係者が連携しながら、支援の必要な人を把握し、協力していく地域の新たな支え合い体制づくりが必要とされています。そのためには、個人情報に留意しながら必要な人に必要な情報が届くような仕組みづくりが重要となります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- 地域の方への安否確認や声かけを心がけましょう。
- 身近な地域での見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 支援の必要な方がいる場合、地域の関係機関、団体や行政へ連絡しましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- 住民が安心して暮らせるための見守り活動を充実させ、住民の見守りに対する啓発に取り組みましょう。
- 各地域で地域福祉活動を行っている団体などが連携し、地域の新たな支え合い体制づくりに取り組みましょう。
- 地域の課題や生活の困りごとに対し、話し合う機会をつくりましょう。
- 地域で見守りが必要な方を把握していきましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- 高齢者などの見守り活動に対する理解を深めていくための啓発やひとり暮らしの高齢者などへの対策に取り組めます。
- 子どもや高齢者、女性などに対する虐待や犯罪などから守るとともに、早期発見や問題解決のための活動を推進します。

5 権利擁護の推進

【現状と課題】

認知症や障がい者が、地域で安心して生活できるように支援する制度として、「日常生活自立支援事業」及び「成年後見制度」があります。

複雑かつ多様化する各種サービスを上手に利用できないことから身の回りのことが十分でできなかったり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えていたりする人々も増えてきています。

「日常生活自立支援事業」は、このような不安をなくして、誰もが地域で生き生きと安心して暮らせるよう支援する福祉サービスです。また、「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人について、成年後見人等が本人に代わり財産管理や身上監護を行うことで、本人の権利を守り、安心して生活できるように支援する制度です。

今後、ますますその重要性が高まるものと予測され、制度の内容について、住民へのさらなる周知と担い手育成に取り組む必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度は、今後もその必要性が高まるものと予測されます。制度の内容について理解していきましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域の高齢者などが集まる場所で、制度について情報提供しましょう。
- ・制度の利用が必要と思われる人は、行政機関へ連絡しましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・福祉サービスの利用者が安心して適正にサービスを受けることができるよう、利用者の立場を尊重して利用者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度など相談窓口、利用支援の充実に努めます。
- ・広報や相談支援の場などにおいて、制度の普及啓発を図ります。

基本目標4

自立を支える「まち」づくり

高齢化の進行とともに、医療費や介護負担の増大などが大きな社会問題となっています。生活習慣の改善や運動をするなど、住民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組むことができるよう普及・啓発を進めるとともに、保健・医療・福祉機関が連携を深め、医療体制の充実を目指します。

また、地域の人たちが、安心して暮らしていくためには、安全・安心な生活環境の整備が必要です。各種サービスや買い物・病院などへ行くための移動手段の確保を図るとともに、公共施設におけるバリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

さらには、問題を複合的に抱える生活困窮者に対して生活保護に至る前の段階から、地域との連携により包括的に支援する体制の構築に取り組みます。

1 健康と医療・生きがいづくり

【現状と課題】

心身ともに健康な状態を保ち自立した生活を送ることは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分のこころと体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取組をより一層充実させていくことが重要であるとともに、高齢者や障がいのある人の生きがいづくりや社会参加の機会を拡大し、スポーツ・レクリエーション活動や、地域活動、就労などの機会や場の拡充を図っていく必要があります。

また、誰もが住み慣れた地域でそれぞれの症状に応じた適切な医療が受けられ、安心して生活を送るためには、地域の医療体制の維持充実とともに、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供体制の確立と、各関係機関間における連携強化を図っていく必要があります。

さらには、医療機関や救急医療に関する情報等の提供体制を充実し、住民が医療に関する理解を深め、適切に受診できるように努めなければなりません。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

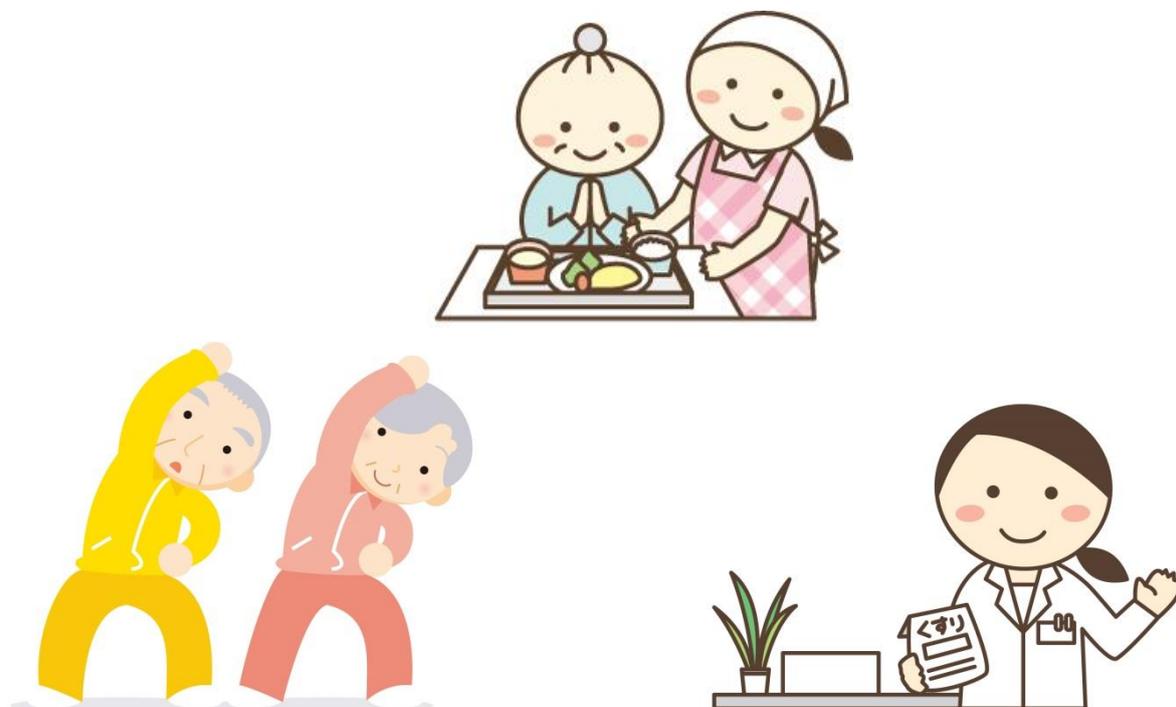
- ・日頃から健康増進や予防の取組について関心を持ち、生活習慣病の発見や予防を目的とした特定健診を積極的に受けましょう。
- ・健康づくりや介護予防のため、スポーツやレクリエーションなど、積極的に参加しましょう。
- ・困った時どこに相談すればよいか事前に調べておきましょう。
- ・積極的に生涯学習講座などを受講し、ボランティア活動へも参加しましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- 地域の中で無理のない福祉活動やボランティアに取り組むことは、困った時の支え合い、生きがいや喜びにつながり、健康づくりにも役立ちます。積極的に取り組みましょう。
- 社会福祉施設や社会福祉団体、医療機関、事業者等との連絡・連携体制を強化し、保健・医療・介護・福祉サービスの情報交換と問題の共有化を図りましょう。
- シルバー人材センターなどへの支援と就労の促進を図りましょう。
- 障がいのある人などへの就労と社会参加の促進を図りましょう。
- 生涯学習の機会を設け、仲間づくりや情報の共有に努めましょう。
- 知識、技能を住民や子ども会活動などに伝承・指導しましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- 利用者の状況に応じて、各種サービスが適切に受けられるよう保健・医療・介護・福祉などのネットワークの構築を目指します。
- 個人情報保護に配慮しながら、情報の共有化を図ります。
- 高齢者の生きがい対策や、就労支援のためのシルバー人材センターの活用を推進します。



2 移動手段の確保

【現状と課題】

本町の現状として、振興会からバス停までの距離が離れている、バスの便数が少ないなど、公共交通機関の利用が困難な地域があります。買い物ができる店や病院が遠い振興会も多くあり、日常生活で不便が生じています。

本町においては、事前予約型乗合タクシーの運行など支援を行っていますが、今後も、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買い物が困難な状態におかれている人々、いわゆる「買い物弱者」と呼ばれる方々への支援を検討していく必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・高齢化等により交通に不便を感じる方が増加しています。買い物・病院等に行かれる際、ご近所・親戚・友人等で声かけするなど、助け合いの気持ちを持ちましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・各地域において、公共交通の利用が困難な場所や交通弱者に対する対策を考えましょう。
- ・家まで商品を届けるシステムを検討してみましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・各地域のニーズにあった移動手段、交通手段の確保などの方策を検討します。
- ・高齢者や障がいのある人などが安心して移動ができるような移動手段の充実を目指します。
- ・移動販売や訪問販売等の斡旋を検討し、買い物弱者への支援を図ります。



3 社会参加を目指すノーマライゼーション

【現状と課題】

町民意識調査では、「地域や周辺環境についてどのように思うか」について、「高齢者や障がいのある人にとって暮らしやすい都市環境が充実している」と思わない人が約3割いました。

ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくりを目指し、道路など公共施設の基盤整備をはじめとして、住民、地域、事業者などがそれぞれ取り組んできた活動の特性を活かしながら、それぞれの課題に応じた取組を進めていくことが大切です。

また、高齢者や障がいのある人などに対する思いやりや、やさしい心づかいが大切であるとともに、年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が安心して生活できる環境づくりが重要です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・地域で行われる身近な道路などの環境美化活動に参加しましょう。
- ・日常生活においても、ユニバーサルデザインやバリアフリーについて考えてみましょう。
- ・困っている人がいたら手伝ってあげるなど、人に対する思いやりの気持ちを持ちましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域内の危険箇所（道路や崖等）の把握や、生活課題の解決など、地域でできることは進んでみましょう。
- ・民間施設についても、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えを取り入れましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・公共施設などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指し、バリアフリーが必要な箇所については、バリアフリー化を推進していきます。
- ・道路などの危険箇所について、地域と協働することにより整備を検討します。
- ・障がいのある人が円滑に地域生活への移行を行うことができるよう、住民の障がいに対する正しい理解を促進します。

4 思いやりの心を育む環境づくり

【現状と課題】

地域には、子どもや高齢者、障がいのある人などさまざまな人が暮らしています。地域のすべての人が地域の一員としてその人らしく、いきいきと暮らしていくためには、一人ひとりを仲間として認識し、支え合い、助け合いの意識を育むとともに、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、「福祉教育」は特別なことではなく、一人ひとりにとって身近な存在であることを認識し、広めていく必要があります。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・福祉や人権などに関わる問題や課題を正しく理解するため、福祉体験学習やボランティア活動、福祉に関する講座など積極的に参加しましょう。
- ・障がいの有無や年齢・性別、国籍などに関係なく個人の尊厳とすべての人が平等であることを理解し、お互いを尊重しましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・地域で子どもを対象とした福祉体験学習やボランティア活動などの機会を提供し、子どもやその家族などが地域福祉について理解を深めることができるよう努めましょう。
- ・次代の福祉活動の担い手となる人材育成を、地域全体で取り組みましょう。
- ・社会福祉協議会など、ボランティア体験学習、福祉講座、障がい者団体などとの交流事業を行い、学習や交流の機会を提供しましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・学校教育や社会福祉協議会などを通じた福祉教育の推進を図ります。
- ・福祉や人権について正しい知識を身につけるため、社会福祉制度の情報を広報誌やホームページなどを活用することにより発信し、より一層の周知に努めます。



5 生活困窮者等の自立への支援

【現状と課題】

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。これにより、障がいや病気、介護問題、育児負担、多重債務、失業など多様な理由により生活に困窮する人を、行政と相談支援、就労支援、子育て支援などの専門機関と地域の連携により、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制の構築が求められています。

町民意識調査では、「生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の取り組み」で取り組むべきこととして、「相談体制の充実」、「住居確保費用給付」、「学習支援」が約6割で上位となっており、最重要施策として取り組むべきことは、「学習支援」としています。

問題を複合的に抱える生活困窮者に対して、個々の状況に応じた就労支援や生活支援などを、地域との連携により包括的に提供し、課題が複雑化する前に早期自立を促進することが重要です。

【具体的な取組】

< 住民一人ひとりが取り組むこと >

- ・悩みや不安などを抱え込まずに、生活困窮に至る前に、地域の民生委員・児童委員や専門機関などへ相談しましょう。
- ・身近に生活に困っている人がいたら、自分ができる日常生活の手助けを行い、できないことは専門機関につなげましょう。

< 地域・団体・事業者が取り組むこと >

- ・日ごろの見守りや地域活動などを通して生活困窮者の発見に努めましょう。
- ・生活困窮者の社会参加の第一歩として、サロンなど住民が集まる場への参加を呼びかけましょう。
- ・生活困窮者の情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支え合いましょう。

< 肝付町が取り組む施策 >

- ・生活困窮者の実態と課題の把握・分析を行い、支援の充実を図ります。
- ・生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立を促進するための包括的な支援を行います。
- ・関係機関と連携し、就労に向けた支援を推進します。
- ・分野横断的に関係機関等が連携しながら、生活困窮者自立支援法に基づく総合的な相談・支援を行います。

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

(1) 地域住民への意識啓発と情報共有

住民と行政の協働による地域福祉を推進するためには、お互いが情報を共有し、より相互の関係強化と理解を深めていく必要があります。

そのためには、地域福祉に関する情報を町の広報誌やホームページなどの多様な媒体を活用し、広く住民に周知し、意識の啓発や地域福祉活動への参画を図ります。また、行政は地域福祉の充実に関わるさまざまな意見の集約に努めるなど、住民との情報交流を推進します。

(2) 新たな取り組みへの支援

地域福祉を推進する団体、福祉サービス事業者、ボランティアなどの地域での主体的な活動の活性化を推進するため、地域福祉活動に関する新たな取組を積極的に推進します。

(3) 福祉関係団体との連携

計画の実現に向け、地域福祉を推進するうえで中核的な団体である社会福祉協議会を中心に、コミュニティ協議会、振興会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア、NPO等の連携強化に努め、福祉関係者の情報交流、技術の向上、各団体が有する技術や資源の相互利用を図り、課題解決に取り組みます。

2 関係機関における計画推進体制の充実

(1) 関係機関の連携強化

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針となるため、行政の関係機関による横断的な連携や調整機能を強化していく必要があります。

このため、関係機関は、個人情報保護に十分配慮したうえで地域福祉に係る情報の共有を密に行い総合的推進体制の充実を図ります。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な福祉団体として位置づけられていることから、行政と社会福祉協議会との間においても地域福祉に係る情報の共有を図り、地域福祉の推進に向けて、より一層の連携強化を進めます。

(2) 個別計画への反映

行政が策定する各個別計画に示されている施策・事業については、地域福祉計画との整合性を図りながら推進していくとともに、今後の個別計画の見直し時において、地域福祉計画の内容を反映させていきます。

1 策定委員会設置要綱

平成28年6月15日

肝付町長 永野 和行

肝付町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下、「計画」という。）の策定に当たり、地域福祉の推進について、広く住民の意見を聴取するため、肝付町地域福祉計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に携わる者
- (4) 地域活動を支援する組織に所属する者
- (5) 地域住民より公募し、町長が認めた者
- (6) 行政機関に属する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係者の意見)

第7条 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、または必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は平成28年7月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

| 番号 | 選出区分 | 団体・役職等 | 委員氏名 | 備考 |
|----|--------|-------------|--------|--------------|
| 1 | 学識経験者 | 町議会議員代表 | 青井 國男 | 産業福祉委員会委員長 |
| 2 | 学識経験者 | 鹿屋体育大学 | 吉重 美紀 | 鹿屋体育大学教授 |
| 3 | 社会福祉団体 | 町社会福祉協議会 | 津代 幸一郎 | 事務局長 |
| 4 | 社会福祉団体 | 町社会福祉協議会 | 矢野 太志 | 事務局次長 |
| 5 | 社会福祉団体 | 保育園代表 | 赤木 孝照 | 高佑保育園副園長 |
| 6 | 社会福祉団体 | 特別養護老人ホーム代表 | 前原 芳智 | 銀河の里総務部長 |
| 7 | 社会福祉団体 | 身障者施設代表 | 平野 正毅 | 新樹学園施設長 |
| 8 | 保健医療団体 | 医師会 | 吉重 幸一 | 吉重クリニック院長 |
| 9 | 地域活動団体 | 振興会長連絡協議会代表 | 下片野 純男 | 会計 |
| 10 | 地域活動団体 | 民生児童委員代表 | 松元 一昭 | 会長 |
| 11 | 地域活動団体 | 老人クラブ連合会代表 | 飯田 哲郎 | 会長 |
| 12 | 地域活動団体 | PTA 代表 | 安田 正一 | 町PTA連絡協議会副会長 |
| 13 | 行政機関 | 副町長 | 福元 了 | |
| 14 | 行政機関 | 福祉課長 | 松脇 圭一 | |
| 15 | 行政機関 | 健康増進課長 | 小村 法昭 | |
| 16 | 行政機関 | 企画調整課長 | 峯崎 修一 | |
| 17 | 行政機関 | 町民生活課長 | 田中 幸一 | |

3 地域福祉計画庁内検討委員会

| 課 名 | 関連業務 | 委員数 |
|-------|-------------|-----|
| 総務課 | 災害 | 1 |
| 企画調整課 | 町づくり・男女共同参画 | 1 |
| 健康増進課 | 健康増進・健康保険 | 1 |
| 建設課 | 都市計画・町づくり | 1 |
| 教育総務課 | 児童生徒の健康、安全 | 1 |
| 生涯学習課 | 成人、青少年教育 | 1 |
| 町民生活課 | 福祉全般 | 1 |
| 福祉課 | 福祉全般 | 7 |
| | 児童家庭 | |
| | 介護保険 | |
| | 福祉推進 | |
| | 障害福祉 | |
| | 包括支援 | |
| 合 計 | | 14 |

4 計画策定の経過

■ 計画策定委員会

| 開催日 | 議 題 |
|---------------------|--|
| 第1回 (平成28年9月29日) | (1) 第1期地域福祉計画の施策評価について (2) 住民意識調査(アンケート)の結果について (3) 第2期(今)地域福祉計画の概要について (4) 今後のスケジュール |
| 第2回 (平成29年1月12日) | (1) 地域福祉計画(第2期)素案について (2) 今後のスケジュール |
| 第3回 (平成29年3月2日) | (1) 地域福祉計画(第2期)素案について |

■ 計画庁内検討委員会

| 開催日 | 議 題 |
|----------------------|--|
| 第1回 (平成28年9月27日) | (1) 第1期地域福祉計画の施策評価について (2) 住民意識調査(アンケート)の結果について (3) 第2期(今)地域福祉計画の概要について (4) 今後のスケジュール |
| 第2回 (平成28年12月15日) | (1) 地域福祉計画 第4章 基本計画 素案について (2) 今後のスケジュール |

■ パブリックコメント

| 募集期間 | 概 要 |
|---------------------------|---|
| 平成29年1月17日～ 平成29年2月17日 | 町ホームページに掲載、本庁1階町民室及び内之浦総合支所町民生活課窓口、岸良出張所窓口で供覧 |

あ行

悪質商法（あくしつしょうほう）

悪質な者が不当な利益を得るような、社会通念上問題のある商売方法であり、例えばマルチ（まがい）商法による販売などが代表的である。問題商法または悪徳商法ともいう。

NPO（えぬぴーおー）

民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取組む民間団体。

か行

介護（かいご）

病人などを介抱し看護すること。

介護保険法（かいごほけんほう）

介護保険制度について定めた法律。加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。平成9年（1997）制定。同12年（2000）施行。

介護予防ポイント制度

（かいごよぼうぽいとせいど）

65歳以上の高齢者、若しくは65歳以上の高齢者を含む任意のグループが行う互助活動に対して、地域商品券等に交換できるポイントを差し上げることにより、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える仕組みを推進する制度。

核家族（かくかぞく）

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位とされる。

共助（きょうじょ）

互いに助け合うこと。互助。

協働（きょうどう）

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

権利擁護（けんりようご）

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

合計特殊出生率

（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す。合計特殊出生率が2であれば、夫婦2人から子どもが2人ということで、世代の人口がほぼ維持されることになる。

公私協働（こうしきょうどう）

地域づくりの担い手として、住民、行政、コミュニティ、NPO、民間企業等が連携し、さらに役割分担をしていくことによって、目標を達成していくこと。

公助（こうじょ）

公的機関が援助すること。特に、個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと。

公民館（こうみんかん）

社会教育法に基づき、住民の教養を高め、文化の向上を図るために市町村が設置する社会教育施設。

高齢者虐待（こうれいしゃぎやくたい）

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為である。老人虐待とも称される。

国勢調査（こくせいちょうさ）

日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的属性を知るための調査。大正9年（1920）に第一回調査を行い、昭和20年（1945）を除いて5年ごとに実施されている。

個人情報（こじんじょうほう）

特定の個人（人間）を識別することができる

る情報を指す。

孤独死（こどくし）

主にひとり暮らしの人が誰にも看取られる事なく、当人の住居内等で生活中的突発的な疾病等によって死亡する事。特に発症直後に助けを呼ばずに死亡するケースがこのように呼ばれる。

子ども会（こどもかい）

小地域で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体である。

コミュニティ（こみゆにてい）

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

コミュニケーション（こみゆにけーしょん）

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

コミュニティ協議会

（こみゆにていきょうぎかい）

地域にある振興会や住民活動団体、ボランティア団体などが、地域の身近な課題解決に向けて一体となって、地域づくりを行う住民自治組織。

コミュニティスクール（こみゆにていすくーる）

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

さ行

在宅福祉アドバイザー

（ざいたくふくしあどばいざー）

民生委員・児童委員等と連携し、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の要援護者等に対し、声かけや安否確認などを行う。

サロン活動（さろんかつどう）

高齢者や障がい者、子育て家庭などが、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行う活動。

自助（じじょ）

自ら（家族も含む）の命は自らが守ること。またはそれに備えること。

児童虐待（じどうぎゃくたい）

親や保護者が児童に対し暴力をふるい、子どもの心身に傷害を負わせること。殴る、蹴る、といった身体的なものだけでなく、性的な虐待、放任、不適切な養育、心理的な虐待等も含まれる。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、また生じる恐れがある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に著しい心の傷を与える言動を行うこと。

社会的包摂（しゃかいてきほうせつ）

社会的に弱い立場にある人々も含めた住民一人ひとりに対して、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域）の一員として取り込み、支え合う考え方。

社会福祉事業法（しゃかいふくしじぎょうほう）

社会福祉事業に関する基本事項を定め、公明かつ適正にその事業が行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。昭和26年（1951）施行。平成12年（2000）社会福祉法に改題。

社会福祉法（しゃかいふくしほう）

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成12年（2000）に公布。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

地域福祉の推進を目的とし、各都道府県・市区町村に設置されている団体。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障がい者など要援護者の生活相談事業など、さまざまな社会福祉事業を実施している。社協。

少子化（しょうしか）

子どもの数が減少すること。総人口に占める子どもの人口の割合が低下すること。あるいは、合計特殊出生率が低下し、各世帯の子どもの数が減少すること。

身体障害者手帳

（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付するもの。

精神障害者保健福祉手帳

（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

生活保護（せいかつほご）

生活保護法によって規定されている、国や自治体が経済的に困窮する国民に対して最低限度の生活を保証するため保護費を支給する制度。

生活困窮者（せいかつこんきゅうしゃ）

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を強化するため、平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に定義する者。

生活支援コーディネーター

（せいかつしえんこーでいねーたー）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、主に生活支援の担い手

の養成、関係者のネットワーク化等を行う者。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。

成年後見人（せいねんこうけんじん）

成年後見制度において、成年被後見人の保護を行う人。成年被後見人の意思を尊重しながら法律行為の代理・取消や財産の管理を行い、また療養看護の義務を負う。

世代間交流（せだいかんこうりゅう）

異世代が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行われる活動。

た

団塊の世代（だんかいのせだい）

昭和 22～24 年（1947～1949）ごろの第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域包括支援センター

（ちいきほうかつしえんせんたー）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から総合的な支援を行う地域の拠点。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

（どめすていっくばいおれんす）

家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など近しい関係にある男性から女性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。DV。

な

日常生活自立支援事業

（にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい

者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

ネットワーク（ねっとわーく）

個々の人のつながり。人や組織の広がりを持ったつながり。

ノーマライゼーション

（のーまらいぜーしょん）

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。ノーマライゼーション。

は行

バリアフリー（ばりあふりー）

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者、高齢者などの社会参加を困難にしている障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。一般的には4つのバリアがあるといわれている。

- ① 物理的なバリア
- ② 制度的なバリア
- ③ 文化・情報面でのバリア
- ④ 意識上のバリア

引きこもり（ひきこもり）

長期間にわたり自宅や自室にこもり、社会的な活動に参加しない状態が続くこと。周囲との摩擦によるストレスや精神疾患が原因で引きこもる場合、原因を特定できないまま引きこもる場合などがある。厚生労働省は、「さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義している。

扶助費（ふじょひ）

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策に

おいて支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費である。

福祉避難所（ふくしひなんじょ）

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障がい者等を二次的に受け入れるために開設する避難所。

放課後児童健全育成事業

（ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう）

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。

ボランティア（ぼらんていあ）

生活改善や社会福祉、教育、文化、町づくりなどの分野で自発性、無償性、奉仕性を原則に活動すること。又はその活動をしようとする人々の総称。

ま行

民生費（みんせいひ）

地方自治体の歳出において福祉などに支出される費用。

民生委員・児童委員

（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

や行

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいようにつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築を目指したもの。

要介護（要支援）認定者

（ようかいご・ようしえんにんていしゃ）

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定されている。

ら行

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障がい者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。社会復帰。リハビリ。

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付するもの。

老人クラブ（ろうじんくらぶ）

地域自治に付随する高齢者への福祉を目的とした相互扶助組織。

発行： 肝付町役場 福祉課

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98

電話 0994-65-8413

F A X 0994-65-2517

平成 29 年 3 月発行